

第 4 9 7 回

平成 3 0 年 6 月

富士見町議会定例会議案

富 士 見 町

平成30年6月 富士見町議会定例会 議案提出

- 議案第 1 号 富士見町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について
- 議案第 2 号 富士見町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 議案第 3 号 平成29年度 富士見町一般会計補正予算（第9号）の専決処分について
- 議案第 4 号 平成29年度 富士見町一般会計補正予算（第10号）の専決処分について
- 議案第 5 号 平成29年度 富士見町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分について
- 議案第 6 号 平成29年度 富士見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）の専決処分について
- 議案第 7 号 平成29年度 富士見町観光施設貸付事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分について
- 議案第 8 号 平成29年度 富士見町富士見財産区特別会計補正予算（第2号）の専決処分について
- 議案第 9 号 平成30年度 富士見町一般会計補正予算（第1号）の専決処分について
- 議案第10号 富士見町印鑑の登録及び証明に関する条例
- 議案第11号 富士見町税条例の一部を改正する条例
- 議案第12号 富士見町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 議案第13号 富士見町地域経済牽引事業の促進等のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第14号 富士見町公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第15号 富士見町立コミュニティ・プラザ設置条例の一部を改正する条例

- 議案第 1 6 号 富士見町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 1 7 号 富士見町と岡谷市との間の証明書等の交付等に係る事務の相互委託に関する規約を廃止する規約の協議について
- 議案第 1 8 号 富士見町と諏訪市との間の証明書等の交付等に係る事務の相互委託に関する規約を廃止する規約の協議について
- 議案第 1 9 号 富士見町と茅野市との間の証明書等の交付等に係る事務の相互委託に関する規約を廃止する規約の協議について
- 議案第 2 0 号 富士見町と下諏訪町との間の証明書等の交付等に係る事務の相互委託に関する規約を廃止する規約の協議について
- 議案第 2 1 号 富士見町と原村との間の証明書等の交付等に係る事務の相互委託に関する規約を廃止する規約の協議について
- 議案第 2 2 号 富士見町の特定の事務を取扱わせる郵便局の指定等の取消しに関する協議について
- 議案第 2 3 号 損害賠償の和解と賠償額の決定について
- 議案第 2 4 号 平成 3 0 年度 富士見町一般会計補正予算 (第 2 号)
- 議案第 2 5 号 平成 3 0 年度 富士見町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)

上記のとおり提出します。

平成 3 0 年 6 月 7 日 提 出

富士見町長 名 取 重 治

富士見町議会議長 五 味 平 一 殿

議案第 1 号

富士見町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について

富士見町税条例（昭和 30 年富士見町条例第 42 号）等の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成 30 年 6 月 7 日 提 出

富士見町長 名 取 重 治

専決第3号

富士見町税条例等の一部を改正する条例

富士見町税条例（昭和30年富士見町条例第42号）等の一部を次のとおり改正するものとする。

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

平成30年3月31日

富士見町長 名 取 重 治

富士見町税条例等の一部を改正する条例

(富士見町税条例の一部改正)

第1条 富士見町税条例(昭和30年富士見町条例第42号)の一部を次のように改正する。

第20条に見出しとして「(年当たりの割合の基礎となる日数)」を付し、同条中「第48条第3項」を「第48条第5項」に、「第52条」を「第52条第1項及び第4項」に、「及び」を「並びに」に改める。

第23条第1項中「によつて」を「により」に改め、同条第3項中「この節」の次に「(第48条第10項から第12項までを除く。)」を加える。

第24条第1項中「によつて」を「により」に改め、同項第2号中「125万円」を「135万円」に改め、同条第2項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

第31条第2項中「当該」を「同表の」に改める。

第34条の2中「扶養控除額を、」の次に「前年の合計所得金額が2,500万円以下である」を加える。

第34条の6中「所得割の納税義務者」を「前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者」に改め、同条第1号ア及び第2号ア中「においては」を「には」に改める。

第36条の2第1項中「の者」を「に掲げる者」に改め、同項ただし書中「によつて」を「により」に改め、「配偶者特別控除額」の次に「(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)」を加え、同条第4項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第5項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に、「、第1項」を「、同項」に改め、同条第6項中「の者」を「に掲げる者」に、「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第7項から第9項までの規定中「においては」を「には」に、「の者」を「に掲げる者」に改める。

第47条の3中「(以下この節)」を「(次条第1項)」に改める。

第47条の5第1項中「においては」を「には」に、「以下この節」を「次条第2項」に改め、同条第3項中「第47条の5第1項」との次に「、「の特別徴収義務者」とあるのは「(同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。)の特別徴収義務者」と」を加える。

第48条第1項中「による申告書」の次に「(第10項及び第11項において「納税申告書」という。)」を加え、同条第7項中「第52条第2項」を「第52条第4項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「第3項

の場合」を「第5項の場合」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項中「第5項第1号」を「第7項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人」を「内国法人」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第26項」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

第48条に次の3項を加える。

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の町民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を経由して行う方法その他施行規則で定める方法により町長に提供することにより、行わなければならない。

11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する町長に到達したものとみなす。

第52条第1項及び第2項中「によつて」を「により」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る町民税又は令第48条の16の2第3項に規定する町民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当

初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が第 52 条第 1 項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後 2 月を経過した日より前である場合には、同日) から第 52 条第 1 項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

- 3 第 50 条第 4 項の規定は、第 1 項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第 4 項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき町民税又は令第 48 条の 15 の 5 第 4 項に規定する町民税にあつては、第 1 号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第 52 条第 1 項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後 2 月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第 1 項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第 52 条に次の 2 項を加える。

- 5 第 48 条第 7 項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第 7 項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が法第 321 条の 11 第 1 項又は第 3 項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る町民税又は令第 48 条の 16 の 2 第 3 項に規定する町民税にあつては、第 1 号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が第 52 条第 4 項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後 2 月を経過した日より前である場合には、同日) から第 52 条第 4 項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

- 6 第 50 条第 4 項の規定は、第 4 項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第 4 項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき町民税又は令第 48 条の 15 の 5 第 4 項に規定する町民税にあつては、第 1 号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第 52 条第 4 項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後 2 月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第 4 項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第 92 条を第 92 条の 2 とし、第 2 章第 4 節中同条の前に次の 1 条を加える。

(製造たばこの区分)

第 92 条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

(1) 喫煙用の製造たばこ

ア 紙巻たばこ

- イ 葉巻たばこ
- ウ パイプたばこ
- エ 刻みたばこ
- オ 加熱式たばこ

(2) かみ用の製造たばこ

(3) かぎ用の製造たばこ

第 93 条の次に次の 1 条を加える。

(製造たばこことみなす場合)

第 93 条の 2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（たばこ事業法第 3 条第 1 項に規定する会社（以下この条において「会社」という。））、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第 8 条の 2 の 2 で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第 3 項第 1 号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。）は、製造たばこことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

第 94 条第 1 項中「第 92 条第 1 項」を「第 92 条の 2 第 1 項」に改め、「消費等」の次に「（以下この条及び第 98 条において「売渡し等」という。）」を加え、同条第 2 項中「前項の製造たばこ」の次に「（加熱式たばこを除く。）」を加え、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、「当該右欄」を「同表の右欄」に改め、同項後段を削り、同項の表第 1 号ア中「パイプたばこ」を「葉巻たばこ」に改め、同号イ中「葉巻たばこ」を「パイプたばこ」に改め、同条第 4 項中「前項」を「前 2 項」に改め、「関し、」の次に「第 4 項の」を、「重量」の次に「又は前項の加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量」を加え、同項を同条第 6 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

- 5 第 3 項第 2 号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

第 94 条第 3 項中「前項」を「第 2 項」に改め、「の重量を」の次に「紙巻たばこの」を加え、「場合の」を「場合又は第 3 項第 1 号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における」に、「第 92 条第 1 項

の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に、「同欄に掲げる」を「第92条に掲げる」に、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。）の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法（昭和59年法律第72号）第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額
第94条に次の4項を加える。

7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端がある場合には、

その端数を切り捨てるものとする。

- 9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。

第95条中「5,262円」を「5,692円」に改める。

第96条第3項中「第92条」を「第92条の2」に改める。

第98条中「第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に改める。

附則第3条の2第1項中「第48条第3項」を「第48条第5項」に改め、同条第2項中「第52条」を「第52条第1項及び第4項」に、「同条」を「これら」に改める。

附則第4条第1項中「第52条に」を「第52条第1項及び第4項に」に、「同項」を「前条第2項」に、「同条」を「これらの規定」に改める。

附則第5条第1項中「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

附則第10条の2第3項を削り、同条第4項中「附則第15条第2項第7号」を「附則第15条第2項第6号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とし、同条第6項を同条第5項とし、同条第15項中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に改め、同項を同条第19項とし、同条第14項を同条第18項とし、同条第13項を同条第17項とし、同条第12項を同条第16項とし、同条第11項を同条第15項とし、同条第10項中「附則第15条第32項第2号ハ」を「附則第15条第32項第3号ハ」に改め、同項を同条第14項とし、同条第9項中「附則第15条第32項第2号ロ」を「附則第15条第32項第3号ロ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第8項中「附則第15条第32項第2号イ」を「附則第15条第32項第3号イ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第7項を同条第6項とし、同項の次に次の5項を加える。

- 7 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 8 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 9 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 10 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 11 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第10条の3第3項中「附則第15条の8第3項」を「附則第15条の8第1項」に

改め、同項第2号中「附則第12条第17項」を「附則第12条第8項」に改め、同条第4項中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に、「附則第12条第21項第1号ロ」を「附則第12条第12項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条の8第5項」を「附則第15条の8第3項」に改め、同項第2号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第15項」に、「同条第17項」を「同条第8項」に改め、同条第6項中「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第7項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第8項各号」に改め、同項第4号中「附則第12条第30項」を「附則第12条第21項」に改め、同項第6号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第22項」に改め、同条第8項中「附則第7条第10項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第38項」を「附則第12条第29項」に改め、同条第9項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同条第10項中「附則第7条第12項各号」を「附則第7条第11項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第38項」を「附則第12条第29項」に改め、同条第11項中「附則第7条第14項」を「附則第7条第13項」に、「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改め、同条に次の1項を加える。

12 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別
- (4) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日
- (6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第11条の見出し中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第6号中「にあつては」を「には」に改める。

附則第11条の2の見出し中「平成28年度又は平成29年度」を「平成31年度又は平成32年度」に改め、同条第1項中「平成28年度分又は平成29年度分」を「平成31年

度分又は平成 32 年度分」に改め、同条第 2 項中「平成 28 年度適用土地」を「平成 31 年度適用土地」に、「平成 28 年度類似適用土地」を「平成 31 年度類似適用土地」に、「平成 29 年度分」を「平成 32 年度分」に改める。

附則第 12 条の見出し及び同条第 1 項中「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第 4 項中「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に、「当該課税標準額」を「前年度分の固定資産税の課税標準額」に改め、同条第 5 項中「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に改める。

附則第 13 条（見出しを含む。）中「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に改める。

附則第 15 条第 1 項中「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に改め、同条第 2 項中「平成 30 年 3 月 31 日」を「平成 33 年 3 月 31 日」に改める。

附則第 17 条の 2 第 3 項中「第 37 条の 7」を「第 37 条の 6」に、「第 37 条の 9 の 4 又は第 37 条の 9 の 5」を「第 37 条の 8 又は第 37 条の 9」に改める。

第 2 条 富士見町税条例(昭和 30 年富士見町条例 42 号)の一部を次のように改正する。

第 94 条第 3 項中「0.8」を「0.6」に、「0.2」を「0.4」に改める。

附則第 10 条の 2 第 17 項中「附則第 15 条第 44 項」を「附則第 15 条第 43 項」に改め、同条第 18 項中「附則第 15 条第 45 項」を「附則第 15 条第 44 項」に改める。

第 3 条 富士見町税条例(昭和 30 年富士見町条例 42 号)の一部を次のように改正する。

第 94 条第 3 項中「0.6」を「0.4」に、「0.4 を」を「0.6 を」に改め、同項第 3 号中「附則第 48 条第 1 項第 1 号」を「附則第 48 条第 1 項第 2 号」に改める。

第 95 条中「5,692 円」を「6,122 円」に改める。

第 4 条 富士見町税条例(昭和 30 年富士見町条例 42 号)の一部を次のように改正する。

第 94 条第 3 項中「0.4 を」を「0.2 を」に、「0.6」を「0.8」に改め、同項第 3 号中「所得税法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 7 号）附則第 48 条第 1 項第 2 号に定める」を「たばこ税法（昭和 59 年法律第 72 号）第 11 条第 1 項に規定する」に改め、同号イ中「（昭和 59 年法律第 72 号）」を削る。

第 95 条中「6,122 円」を「6,552 円」に改める。

第 5 条 富士見町税条例(昭和 30 年富士見町条例第 42 号)の一部を次のように改正する。

第 93 条の 2 中「及び次条第 3 項第 1 号」を削る。

第 94 条第 3 項中「第 1 号」を「次」に改め、「紙巻たばこの本数に 0.2 を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第 2 号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に 0.8 を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第 3 号に掲げる方法により換算した紙巻

たばこの本数に 0.8 を乗じて計算した」を削り、同項第 1 号を削り、同項第 2 号を同項第 1 号とし、同項第 3 号を同項第 2 号とし、同条第 4 項中「又は第 3 項第 1 号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合」を削り、同条第 5 項中「第 3 項第 2 号」を「第 3 項第 1 号」に改め、同条第 7 項中「第 3 項第 3 号」を「第 3 項第 2 号」に改め、同条第 8 項中「第 3 項第 3 号ア」を「第 3 項第 2 号ア」に改め、同条第 9 項を削り、同条第 10 項を同条第 9 項とする。

(富士見町税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 6 条 富士見町税条例の一部を改正する条例（平成 27 年富士見町条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 条第 2 項中「新条例」を「富士見町税条例」に改め、同項第 3 号中「平成 31 年 3 月 31 日」を「平成 31 年 9 月 30 日」に改め、同条第 4 項中「新条例第 92 条第 1 項」を「富士見町税条例第 92 条の 2 第 1 項」に改め、同条第 13 項中「平成 31 年 4 月 1 日」を「平成 31 年 10 月 1 日」に、「1,262 円」を「1,692 円」に改め、同条第 14 項の表第 5 項の項中「平成 31 年 4 月 30 日」を「平成 31 年 10 月 31 日」に改め、同表第 6 項の項中「平成 31 年 9 月 30 日」を「平成 32 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条中富士見町税条例第 92 条を第 92 条の 2 とし、第 2 章第 4 節中同条の前に 1 条を加える改正規定、同条例第 93 条の次に 1 条を加える改正規定並びに同条例第 94 条から第 96 条まで及び第 98 条の改正規定並びに第 6 条並びに附則第 5 条から第 7 条までの規定 平成 30 年 10 月 1 日
- (2) 第 1 条中富士見町税条例第 24 条第 2 項の改正規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。）及び同条例第 36 条の 2 第 1 項の改正規定並びに同条例附則第 17 条の 2 第 3 項の改正規定並びに次条第 1 項の規定 平成 31 年 1 月 1 日
- (3) 第 2 条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第 4 条の規定 平成 31 年 4 月 1 日
- (4) 第 2 条中富士見町税条例第 94 条第 3 項の改正規定 平成 31 年 10 月 1 日
- (5) 第 1 条中富士見町税条例第 23 条第 1 項及び第 3 項並びに第 48 条第 1 項の改正規定並びに同条に 3 項を加える改正規定並びに次条第 4 項の規定 平成 32 年 4 月 1 日
- (6) 第 3 条並びに附則第 8 条及び第 9 条の規定 平成 32 年 10 月 1 日
- (7) 第 1 条中富士見町税条例第 24 条第 1 項第 2 号の改正規定、同条第 2 項の改正規

定（第 2 号に掲げる改正規定を除く。）並びに同条例第 34 条の 2 及び第 34 条の 6 の改正規定並びに同条例附則第 5 条の改正規定並びに次条第 2 項の規定 平成 33 年 1 月 1 日

(8) 第 4 条並びに附則第 10 条及び第 11 条の規定 平成 33 年 10 月 1 日

(9) 第 5 条の規定 平成 34 年 10 月 1 日

(町民税に関する経過措置)

第 2 条 前条第 2 号に掲げる規定による改正後の富士見町税条例の規定中個人の町民税に関する部分は、平成 31 年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成 30 年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2 前条第 7 号に掲げる規定による改正後の富士見町税条例の規定中個人の町民税に関する部分は、平成 33 年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成 32 年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

3 第 1 条の規定による改正後の富士見町税条例（次項及び次条第 1 項において「新条例」という。）第 52 条第 2 項、第 3 項、第 5 項及び第 6 項の規定は、平成 29 年 1 月 1 日以後に同条第 1 項又は第 4 項の申告書の提出期限が到来する法人の町民税に係る延滞金について適用する。

4 新条例第 23 条第 1 項及び第 3 項並びに第 48 条第 10 項から第 12 項までの規定は、前条第 5 号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第 3 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成 30 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 29 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 3 号。次条において「改正法」という。）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下この条において「旧法」という。）附則第 15 条第 2 項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に新たに取得された旧法附則第 15 条第 32 項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に新築された旧法附則第 15 条の 8 第 2 項に規定する貸家住宅の敷地の用に供する土地のうち同項に規定する旧農地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第4条 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間(以下この条において「適用期間」という。)に改正法第2条の規定による改正前の地方税法附則第15条第43項に規定する中小事業者等(以下この条において「中小事業者等」という。)が取得(同項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。)をした同項に規定する機械装置等(以下この条において「機械装置等」という。)(中小事業者等が、同項に規定するリース取引(以下この条において「リース取引」という。)に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同項に規定する経営力向上設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(町たばこ税に関する経過措置)

第5条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった町たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る町たばこ税)

第6条 平成30年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等(同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。附則第9条第1項及び第11条第1項において「売渡し等」という。)が行われた製造たばこ(富士見町税条例等の一部を改正する条例(平成27年富士見町条例第10号)附則第5条第1項に規定する紙巻たばこ3級品を除く。以下この項及び第5項において「製造たばこ」という。)を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の富士見町税条例(第4項及び第5項において「30年新条例」という。))第92条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号。附則第9条第1項及び第11条第1項において「所得税法等改正法」という。)附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には町の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該町たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第24号)別記第2号様式による申告書を平成30年10月31日までに町長に提出しなければならない。

- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成 31 年 4 月 1 日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。）第 34 号の 2 の 5 様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第 1 項の規定により町たばこ税を課する場合には、前 3 項に規定するもののほか、30 年新条例第 19 条、第 98 条第 4 項及び第 5 項、第 100 条の 2 並びに第 101 条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる 30 年新条例の規定中同表の右欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 19 条	第 98 条第 1 項若しくは第 2 項、	富士見町税条例等の一部を改正する条例（平成 30 年富士見町条例第 号。以下この条及び第 2 章第 4 節において「平成 30 年改正条例」という。）附則第 6 条第 3 項、
第 19 条第 2 号	第 98 条第 1 項若しくは第 2 項	平成 30 年改正条例附則第 6 条第 2 項
第 19 条第 3 号	第 81 条の 6 第 1 項の申告書、第 98 条第 1 項若しくは第 2 項の申告書又は第 139 条第 1 項の申告書でその提出期限	平成 30 年改正条例附則第 6 条第 3 項の納期限
第 98 条第 4 項	施行規則第 34 号の 2 様式又は第 34 号の 2 の 2 様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成 30 年総務省令第 24 号）別記第 2 号様式
第 98 条第 5 項	第 1 項又は第 2 項	平成 30 年改正条例附則第 6 条第 3 項
第 100 条の 2 第 1 項	第 98 条第 1 項又は第 2 項	平成 30 年改正条例附則第 6 条第 2 項
	当該各項	同項
第 101 条第 2 項	第 98 条第 1 項又は第 2 項	平成 30 年改正条例附則第 6 条第 3 項

- 5 30 年新条例第 99 条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、町の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第 1 項の規定により町たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第 16 条の 2 の 5 又は第 16 条の 4 の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第 16 号の 5 様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第 1 項の規定により町たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付し

なければならない。

(手持品課税に係る町たばこ税に関する経過措置)

第7条 平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第19条第3号の項中「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」とあるのは、「第98条第1項」とする。

(町たばこ税に関する経過措置)

第8条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった町たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る町たばこ税)

第9条 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には町の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該町たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。附則第11条第2項において「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を平成32年11月2日までに町長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により町たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の富士見町税条例（以下この項及び次項において「32年新条例」という。）第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項、	富士見町税条例等の一部を改正する条例(平成30年富士見町条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。)
------	-----------------	---

		附則第9条第3項、
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第9条第2項
第19条第3号	第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第9条第3項の納期限
第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）別記第2号様式
第98条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第9条第3項
第100条の2第1項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第9条第2項
	当該各項	同項
第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第9条第3項

5 32年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、町の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により町たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により町たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(町たばこ税に関する経過措置)

第10条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第8号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった町たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る町たばこ税)

第11条 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には町の区域内に所在する貯蔵場所、これら

の者が小売販売業者である場合には町の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該町たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正確別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに町長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により町たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の富士見町税条例(以下この項及び次項において「33年新条例」という。)第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項、	富士見町税条例等の一部を改正する条例(平成30年富士見町条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。)附則第11条第3項、
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第11条第2項
第19条第3号	第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第11条第3項の納期限
第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第25号)別記第2号様式
第98条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第11条第3項
第100条の2第1項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第11条第2項
	当該各項	同項

第 101 条第 2 項	第 98 条第 1 項又は第 2 項	平成 30 年改正条例附則第 11 条第 3 項
--------------	--------------------	--------------------------

- 5 33 年新条例第 99 条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、町の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第 1 項の規定により町たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第 16 条の 2 の 5 又は第 16 条の 4 の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第 16 号の 5 様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第 1 項の規定により町たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

議案第 2 号

富士見町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例の専決処分について

富士見町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年
富士見町条例第 17 号）の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67
号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によ
り報告し、議会の承認を求める。

平成 3 0 年 6 月 7 日 提 出

富士見町長 名 取 重 治

専決第4号

富士見町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

富士見町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年富士見町条例第17号）の一部を次のとおり改正するものとする。

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

平成30年3月31日

富士見町長 名 取 重 治

富士見町条例 12号

富士見町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

富士見町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年富士見町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項第4号中「学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者」を「教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する免許状を有する者」に改め、同項に次の1号を加える。

(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認めたもの

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 3 号

平成 2 9 年度富士見町一般会計補正予算（第 9 号）の専決処分について

平成 2 9 年度富士見町一般会計補正予算（第 9 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成 3 0 年 6 月 7 日 提 出

富士見町長 名 取 重 治

専決第1号

平成29年度 富士見町一般会計補正予算（第9号）

平成29年度 富士見町一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,300 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 7,368,770 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記のとおり地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成30年 3月14日

富士見町長 名取重治

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
19 繰越金	1 繰越金
歳入合計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
336,035	2,300	338,335
336,035	2,300	338,335
7,366,470	2,300	7,368,770

歳 出

款	項
10 教育費	1 教育総務費
歳 出 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
766,524	2,300	768,824
227,651	2,300	229,951
7,366,470	2,300	7,368,770

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
19 繰越金	336,035	2,300	338,335
歳入合計	7,366,470	2,300	7,368,770

(歳出)

款	補正前の額	補 正 額	計
10 教育費	766,524	2,300	768,824
歳 出 合 計	7,366,470	2,300	7,368,770

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
			2,300
			2,300

2 歳 入

(款) 19 繰越金

(項) 1 繰越金

(目) 1 繰越金

款 項 目	補正前の額	補正額	計
19 繰越金	336,035	2,300	338,335
1 繰越金	336,035	2,300	338,335
1 繰越金	336,035	2,300	338,335
歳 入 合 計	7,366,470	2,300	7,368,770

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 繰越金	2,300	前年度繰越金 2,300

(款) 繰越金 (項) 繰越金

3 歳 出

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

(目) 2 事務局費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
10 教育費	766,524	2,300	768,824				2,300
1 教育総務費	227,651	2,300	229,951				2,300
2 事務局費	119,792	2,300	122,092				2,300
							2,300
歳 出 合 計	7,366,470	2,300	7,368,770				2,300

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
15 工事請負費	2,300	03一般経費 2,300 15工事請負費 2,300 ①工事請負費 2,300 ・学校施設改修工事 2,300

(款) 教育費 (項) 教育総務費

議案第4号

平成29年度富士見町一般会計補正予算（第10号）の専決処分について

平成29年度富士見町一般会計補正予算（第10号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成30年 6月 7日 提 出

富士見町長 名 取 重 治

専決第5号

平成29年度 富士見町一般会計補正予算（第10号）

平成29年度 富士見町一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 129,711千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 7,498,481千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第2表 繰越明許費」による。

上記のとおり地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成30年 3月31日

富士見町長 名取重治

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
1 町税	1 町民税 2 固定資産税 4 町たばこ税
2 地方譲与税	2 自動車重量譲与税
10 地方交付税	1 地方交付税
12 分担金及び負担金	1 分担金 2 負担金
13 使用料及び手数料	1 使用料 2 手数料
14 国庫支出金	1 国庫負担金 2 国庫補助金 3 委託金
15 県支出金	1 県負担金 2 県補助金 3 委託金
16 財産収入	1 財産運用収入 2 財産売払収入
17 寄附金	1 寄附金

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
2,352,970	79,332	2,432,302
768,590	48,643	817,233
1,446,370	33,863	1,480,233
83,710	△3,174	80,536
141,000	4,164	145,164
98,000	4,164	102,164
1,965,095	△10,891	1,954,204
1,965,095	△10,891	1,954,204
131,165	△12,187	118,978
27,591	△1,460	26,131
103,574	△10,727	92,847
108,740	398	109,138
97,906	450	98,356
10,834	△52	10,782
422,093	△12,187	409,906
284,691	△7,435	277,256
134,649	△6,652	127,997
2,753	1,900	4,653
439,939	△15,316	424,623
166,514	△3,483	163,031
233,182	△11,699	221,483
40,243	△134	40,109
122,857	6,689	129,546
56,069	2,031	58,100
66,788	4,658	71,446
140,746	1,805	142,551
140,746	1,805	142,551

款	項
18 繰入金	1 基金繰入金
19 繰越金	1 繰越金
20 諸収入	3 受託事業収入 5 雑入
歳 入 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
167,729	△2,338	165,391
161,595	△2,338	159,257
338,335	89,519	427,854
338,335	89,519	427,854
381,501	723	382,224
43,768	267	44,035
86,783	456	87,239
7,368,770	129,711	7,498,481

歳 出

款	項
1 議会費	1 議会費
2 総務費	1 総務管理費 2 徴税費 3 戸籍住民基本台帳費 4 選挙費 5 統計調査費
3 民生費	1 社会福祉費 2 児童福祉費
4 衛生費	1 保健衛生費 2 清掃費
6 農林水産業費	1 農業費 2 林業費
7 商工費	1 商工費
8 土木費	1 土木管理費 2 道路橋梁費 3 河川費 4 都市計画費 6 国土調査費
9 消防費	1 消防費

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
65,162	43	65,205
65,162	43	65,205
1,097,187	△36,514	1,060,673
825,223	△33,982	791,241
188,839	763	189,602
52,296	△3,222	49,074
22,656	35	22,691
6,717	△108	6,609
2,002,937	△54,982	1,947,955
1,301,027	△32,851	1,268,176
701,910	△22,131	679,779
532,697	△9,148	523,549
288,164	△4,766	283,398
244,533	△4,382	240,151
506,917	△15,902	491,015
475,973	△15,662	460,311
30,944	△240	30,704
481,852	△5,770	476,082
481,852	△5,770	476,082
939,419	△4,608	934,811
21,793	36	21,829
296,717	△752	295,965
33,742	△100	33,642
579,006	△3,722	575,284
983	△70	913
281,212	△1,142	280,070
281,212	△1,142	280,070

款	項					
10 教育費	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="756 349 1444 412"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="756 412 1444 474">1 教育総務費</td> </tr> <tr> <td data-bbox="756 474 1444 537">2 小学校費</td> </tr> <tr> <td data-bbox="756 537 1444 600">4 社会教育費</td> </tr> <tr> <td data-bbox="756 600 1444 660">5 保健体育費</td> </tr> </table>		1 教育総務費	2 小学校費	4 社会教育費	5 保健体育費
1 教育総務費						
2 小学校費						
4 社会教育費						
5 保健体育費						
13 諸支出金	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="756 660 1444 723"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="756 723 1444 1973">1 基金費</td> </tr> </table>		1 基金費			
1 基金費						
歳 出 合 計						

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
768,824	9,216	778,040
229,951	△7	229,944
161,507	140	161,647
232,136	9,063	241,199
43,880	20	43,900
43,874	248,518	292,392
43,874	248,518	292,392
7,368,770	129,711	7,498,481

第 2 表 繰 越 明 許 費

款	項	事 業 名	金 額
8 土木費	2 道路橋梁費	橋梁維持費	千円 48,896

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 町税	2,352,970	79,332	2,432,302
2 地方譲与税	141,000	4,164	145,164
10 地方交付税	1,965,095	△10,891	1,954,204
12 分担金及び負担金	131,165	△12,187	118,978
13 使用料及び手数料	108,740	398	109,138
14 国庫支出金	422,093	△12,187	409,906
15 県支出金	439,939	△15,316	424,623
16 財産収入	122,857	6,689	129,546
17 寄附金	140,746	1,805	142,551
18 繰入金	167,729	△2,338	165,391
19 繰越金	338,335	89,519	427,854
20 諸収入	381,501	723	382,224
歳入合計	7,368,770	129,711	7,498,481

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1 議会費	65,162	43	65,205
2 総務費	1,097,187	△36,514	1,060,673
3 民生費	2,002,937	△54,982	1,947,955
4 衛生費	532,697	△9,148	523,549
6 農林水産業費	506,917	△15,902	491,015
7 商工費	481,852	△5,770	476,082
8 土木費	939,419	△4,608	934,811
9 消防費	281,212	△1,142	280,070
10 教育費	768,824	9,216	778,040
13 諸支出金	43,874	248,518	292,392
歳出合計	7,368,770	129,711	7,498,481

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
			43
△2,913		44	△33,645
△10,725		△10,457	△33,800
△3,053		1,756	△7,851
△9,908		△3,752	△2,242
			△5,770
△904			△3,704
		△1,033	△109
		29	9,187
		3,713	244,805
△27,503		△9,700	166,914

2 歳 入

(款) 1 町税

(項) 1 町民税

(目) 1 個人

款 項 目	補正前の額	補正額	計
1 町税	2,352,970	79,332	2,432,302
1 町民税	768,590	48,643	817,233
1 個人	674,080	8,474	682,554
2 法人	94,510	40,169	134,679
2 固定資産税	1,446,370	33,863	1,480,233
1 固定資産税	1,434,940	33,863	1,468,803
4 町たばこ税	83,710	△3,174	80,536
1 町たばこ税	83,710	△3,174	80,536
2 地方譲与税	141,000	4,164	145,164
2 自動車重量譲与税	98,000	4,164	102,164
1 自動車重量譲与税	98,000	4,164	102,164
10 地方交付税	1,965,095	△10,891	1,954,204
1 地方交付税	1,965,095	△10,891	1,954,204
1 地方交付税	1,965,095	△10,891	1,954,204
12 分担金及び負担金	131,165	△12,187	118,978
1 分担金	27,591	△1,460	26,131
1 農林水産業費分担金	23,792	△1,460	22,332
2 負担金	103,574	△10,727	92,847
1 民生費負担金	99,009	△10,727	88,282
13 使用料及び手数料	108,740	398	109,138
1 使用料	97,906	450	98,356
7 衛生使用料	700	450	1,150
2 手数料	10,834	△52	10,782
2 衛生手数料	1,504	△52	1,452

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
1	現年課税分	8,474	個人町民税現年課税分 8,474
1	現年課税分	40,169	法人町民税現年課税分 40,169
1	現年課税分	27,109	固定資産税現年課税分 27,109
2	滞納繰越分	6,754	固定資産税滞納繰越分 6,754
1	現年課税分	△3,174	町たばこ税 △3,174
1	自動車重量譲与税	4,164	自動車重量譲与税 4,164
1	地方交付税	△10,891	特別交付税 △10,891
1	農業費分担金	△1,460	農業農村整備事業分担金 △1,460
1	児童福祉費負担金	△10,727	保育料 △10,727
1	衛生使用料	450	丸山墓地使用料 450
1	衛生手数料	△52	一般廃棄物収集運搬業等許可手数料 10 飼犬対策事業手数料 6

(款) 町税 (項) 町民税～ (款) 使用料及び手数料 (項) 手数料

(款) 13 使用料及び手数料

(項) 2 手数料

(目) 2 衛生手数料

款 項 目		補正前の額	補正額	計
13	2 2			
14 国庫支出金		422,093	△12,187	409,906
1 国庫負担金		284,691	△7,435	277,256
1 民生費国庫負担金		284,691	△7,435	277,256
2 国庫補助金		134,649	△6,652	127,997
1 民生費国庫補助金		64,205	△1,757	62,448
2 衛生費国庫補助金		2,760	△1,212	1,548
3 土木費国庫補助金		55,604	△904	54,700
8 総務費国庫補助金		9,931	△2,779	7,152
3 委託金		2,753	1,900	4,653
2 民生費国庫委託金		2,554	1,900	4,454
15 県支出金		439,939	△15,316	424,623
1 県負担金		166,514	△3,483	163,031
1 民生費県負担金		163,297	△3,126	160,171

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		丸山墓地公園管理手数料 △68
1 児童手当負担金	△7,037	被用者 3歳未満 △3,947 被用者 3歳以上中学校修了前 △4,822 非被用者 532 特例給付 1,200
3 保険基盤安定負担金	△168	保険基盤安定負担金 △168
7 未熟児養育医療負担金	△230	未熟児養育医療負担金 △230
2 児童福祉費補助金	1,453	巡回支援専門員整備事業 △829 子ども・子育て支援交付金 1,396 子どものための教育・保育事業費補助金 886
15 臨時福祉給付金事業補助金（経済対策分）	△3,210	臨時福祉給付金事業費補助金（経済対策分） △3,210
1 保健衛生費補助金	△1,212	合併処理浄化槽設置整備事業補助金 △1,212
3 道路橋梁費国庫補助金	△904	社会資本整備総合交付金 △904
10 戸籍住民基本台帳費補助金	△2,779	通知カード・個人番号カード交付事務費補助金 △2,779
1 社会福祉費委託金	1,873	国民年金事務委託金 908 協力連携事務委託金 965
2 児童福祉費委託金	27	特別児童扶養手当事務委託金 27
3 児童手当負担金	△1,516	被用者 3歳未満 △555 被用者 3歳以上中学校修了前 △11

(款) 使用料及び手数料 (項) 手数料～ (款) 県支出金 (項) 県負担金

(款) 15 県支出金

(項) 1 県負担金

(目) 1 民生費県負担金

款 項 目			補正前の額	補正額	計
15	1	1			
		2 衛生費県負担金	800	△357	443
	2 県補助金	233,182	△11,699	221,483	
	1 民生費県補助金	1 民生費県補助金	44,208	△329	43,879
		2 衛生費県補助金	2,854	△1,462	1,392
		3 農林水産業費県補助金	173,832	△9,908	163,924
	3 委託金	40,243	△134	40,109	
	1 総務費県委託金	37,284	△134	37,150	
	16 財産収入		122,857	6,689	129,546
	1 財産運用収入	1 財産運用収入	56,069	2,031	58,100
2 利子及び配当金		28,944	2,031	30,975	

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		非被用者 △1,180 特例給付 230
5 保険基盤安定負担金	△1,403	保険基盤安定負担金 △1,403
6 未熟児養育医療負担金	△207	未熟児養育医療負担金 △207
1 保健衛生費負担金	△357	保健事業負担金 △357
2 児童福祉費補助金	△329	認可外保育施設児童処遇向上事業補助金 △72 巡回支援専門員整備事業 △415 地域児童福祉事業等調査市町村交付金 3 多子世帯の保育料減免事業補助金 48 子ども・子育て支援交付金 △336 子どものための教育・保育事業費補助金（現年分） 443
1 保健衛生費補助金	△1,462	合併処理浄化槽設置整備事業補助金 △1,461 地域自殺対策強化事業補助金 △1
1 農業費補助金	△9,908	鳥獣被害防止総合対策交付金 △1,788 青年就農給付金 △8,120
3 統計調査費委託金	△8	商業統計調査委託金 △8
4 選挙費委託金	△126	衆議院最高裁選挙費委託金 △126
1 利子及び配当金	2,031	義務教育施設整備基金預金利子 29 土地開発基金預金利子 1 財政調整基金預金利子 1,693 社会福祉基金預金利子 3 ふるさと創生基金預金利子 9

(款) 県支出金 (項) 県負担金～ (款) 財産収入 (項) 財産運用収入

(款) 16 財産収入

(項) 1 財産運用収入

(目) 2 利子及び配当金

款 項 目			補正前の額	補正額	計
16	1	2			
		2 財産売却収入	66,788	4,658	71,446
		2 不動産売却収入	66,166	4,658	70,824
17	寄附金		140,746	1,805	142,551
		1 寄附金	140,746	1,805	142,551
		7 ふるさと寄附金	140,000	1,805	141,805
18	繰入金		167,729	△2,338	165,391
		1 基金繰入金	161,595	△2,338	159,257
		8 むらおこし事業基金繰入金	9,686	△2,338	7,348
19	繰越金		338,335	89,519	427,854
		1 繰越金	338,335	89,519	427,854
		1 繰越金	338,335	89,519	427,854
20	諸収入		381,501	723	382,224
		3 受託事業収入	43,768	267	44,035
		2 民生費受託事業収入	42,495	267	42,762
		5 雑入	86,783	456	87,239
		1 雑入	86,783	456	87,239

(単位：千円)

節		説明	
区 分	金 額		
		減債基金預金利子	204
		むらおこし事業基金預金利子（おっこと亭）	26
		道の駅信州葛木宿等振興基金預金利子	20
		有線放送施設更新基金利子	28
		有線放送財政調整基金利子	16
		ふるさとみらい基金預金利子	2
1 不動産売却収入	4,658	土地等売却代	4,658
1 ふるさと寄附金	1,805	ふるさと寄附金	1,805
1 むらおこし事業基金繰入金	△2,338	むらおこし推進事業基金繰入金（おっこと亭）	△2,338
1 繰越金	89,519	前年度繰越金	89,519
1 児童福祉費受託事業収入	267	保育児童受託収入	267
1 後期高齢者広域連合補助金	△45	健診事業補助金	△45
10 雑入	501	高速自動車国道救急業務支弁金	△1,033
		児童手当返還金	132
		長野県後期高齢者医療広域連合市町村特別対策広報等事業交付金	963

(款) 財産収入 (項) 財産運用収入～(款) 諸収入 (項) 雑入

(款) 20 諸収入
(項) 5 雑入
(目) 1 雑入

款 項 目			補正前の額	補正額	計
20	5	1			
歳 入 合 計			7,368,770	129,711	7,498,481

(単位：千円)

節		説明	金額
区分	金額		
3 職員手当等	43	01人件費	43
		03職員手当等	43
		⑩勤勉手当	40
		・ ⑩勤勉手当	40
		⑮管理職特別手当	3
		・ ⑮管理職特別手当	3
2 給料	△9,280	01人件費	△15,274
		02給料	△9,280
		②職員給料	△9,280
		・ ②職員給料	△9,280
3 職員手当等	△3,004	03職員手当等	△3,004
		①扶養手当	480
		・ ①扶養手当	480
		②住居手当	450
		・ ②住居手当	450
		③通勤手当	△430
		・ ③通勤手当	△430
		⑤時間外勤務手当	△1,280
		・ ⑤時間外勤務手当	△1,280
		⑦管理職手当	△10
		・ ⑦管理職手当	△10
		⑨期末手当	△800
		・ ⑨期末手当	△800
		⑩勤勉手当	△1,010
		・ ⑩勤勉手当	△1,010
		⑪寒冷地手当	150
		・ ⑪寒冷地手当	150
		⑫児童手当等	△500
		・ ⑫児童手当等	△500
		⑮管理職特別手当	△54
		・ ⑮管理職特別手当	△54
		04共済費	△2,990
		②職員共済	△2,990
		・ ②職員共済	△2,990
13 委託料	△1,000	10広報広聴活動費	△1,000
		13委託料	△1,000
		①委託料	△1,000
		・ H P 掲載料	△1,000

(款) 議会費 (項) 議会費～ (款) 総務費 (項) 総務管理費

(款) 2 総務費
(項) 1 総務管理費
(目) 5 財産管理費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
						特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
2	1	5 財産管理費	121,376	△9,748	111,628				△9,748
									△8,751
									△997
		6 企画費	154,663	△5,401	149,262				△5,401
									△3,741
									△1,660
		9 情報化推進費	39,049	△2,605	36,444				△2,605
									△2,605
		13 有線放送施設更新基金費	57	29	86			28	1
								28	1
						(財)有線放送施設更新基金利息			28
	14 有線放送財政調整基金費	52	17	69			16	1	
							16	1	
					(財)有線放送財政調整基金利息			16	
	2 徴税费	188,839	763	189,602				763	

(単位：千円)

節		説明	金額
区分	金額		
		05庁舎維持管理費	△8,751
13 委託料	△5,620	13委託料	△5,620
		①委託料	△5,620
		・設計監理	△5,620
15 工事請負費	△3,131	15工事請負費	△3,131
		①工事請負費	△3,131
		・役場通り線拡幅	△3,131
18 備品購入費	△997	35旧落合小学校管理費	△997
		18備品購入費	△997
		②一般備品	△997
		・②一般備品	△997
		25移住・定住促進事業	△3,741
1 報酬	△2,381	01報酬	△2,381
		②委員報酬等	△2,381
		・空き家調査員	△2,381
19 負担金補助及び交付金	△3,020	19負担金補助及び交付金	△1,360
		②補助金	△1,360
		・空き家改修補助金	△1,360
		60テレワーク推進事業	△1,660
		19負担金補助及び交付金	△1,660
		②補助金	△1,660
		・コワーキング利用者補助	△1,660
		10行政情報ネットワーク事業	△2,605
13 委託料	△1,145	13委託料	△1,145
		①委託料	△1,145
		・強靱化関連機器等保守	△1,145
19 負担金補助及び交付金	△1,460	19負担金補助及び交付金	△1,460
		①負担金	△1,460
		・県負担金	△1,460
25 積立金	29	05有線放送施設更新基金積立金	29
		25積立金	29
		①積立金	29
		・有線放送施設更新基金利子積立金	29
25 積立金	17	05有線放送財政調整基金積立金	17
		25積立金	17
		①積立金	17
		・有線放送財政調整基金利子積立金	17

(款) 総務費 (項) 総務管理費～ (款) 総務費 (項) 徴税費

(款) 2 総務費
 (項) 2 徴税費
 (目) 1 税務総務費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
						特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
2	2	1 税務総務費	146,428	763	147,191				763
									763
	3	戸籍住民基本台帳費	52,296	△3,222	49,074	△2,779			△443
		1 戸籍住民基本台帳費	52,296	△3,222	49,074	△2,779			△443
									△370
						△2,779			△73
						(国)通知カード・個人番号カード交付事務費補助金			△2,779
	4	選挙費	22,656	35	22,691	△126			161
		1 選挙管理委員会費	10,111	150	10,261				150
									150
		10 衆議院議員選挙費	9,068	△115	8,953	△126			11
						△126			11
						(県)衆議院最高裁選挙費委託金			△126

(単位：千円)

節		説明	金額
区分	金額		
3 職員手当等	763	01人件費	763
		03職員手当等	763
		①扶養手当	△600
		・①扶養手当	△600
		③通勤手当	190
		・③通勤手当	190
		⑤時間外勤務手当	1,170
		・⑤時間外勤務手当	1,170
		⑮管理職特別手当	3
		・⑮管理職特別手当	3
3 職員手当等	△370	01人件費	△370
		03職員手当等	△370
		①扶養手当	△60
		・①扶養手当	△60
		②住居手当	△230
		・②住居手当	△230
		⑤時間外勤務手当	△80
		・⑤時間外勤務手当	△80
19 負担金補助及び交付金	△2,852	15住民基本台帳ネットワークシステム事業	△2,852
		19負担金補助及び交付金	△2,852
		③交付金	△2,852
		・通知カード・個人番号カード交付事務交付金	△2,852
3 職員手当等	150	01人件費	150
		03職員手当等	150
		⑤時間外勤務手当	△100
		・⑤時間外勤務手当	△100
		⑪寒冷地手当	90
		・⑪寒冷地手当	90
		⑫児童手当等	160
		・⑫児童手当等	160
1 報酬	△75	05衆議院議員選挙費	△115
		01報酬	△75
		②委員報酬等	△75
		・不在者投票立会人	△13
		・開票立会人	△62
7 賃金	△8	07賃金	△8
		③賃金	△8
		・啓発	△8
9 旅費	△9	09旅費	△9
13 委託料	△14		

(款) 総務費 (項) 徴税費～ (款) 総務費 (項) 選挙費

(款) 2 総務費
(項) 4 選挙費
(目) 10 衆議院議員選挙費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 4 10							
5 統計調査費	6,717	△108	6,609	△8			△100
1 統計調査総務費	6,164	△100	6,064				△100 △100
2 指定統計費	553	△8	545	△8 △8			0 0
				(県)商業統計調査委託金		△8	
3 民生費	2,002,937	△54,982	1,947,955	△10,725		△10,457	△33,800
1 社会福祉費	1,301,027	△32,851	1,268,176	△2,339		3	△30,515
1 社会福祉総務費	645,453	△16,753	628,700	△2,961 1,251			△13,792 △818
				(国)国民年金事務委託金		908	
				(国)協力連携事務委託金		343	
				△3,210			0
				(国)臨時福祉給付金事業 費補助金(経済対策 分)		△3,210	

(単位：千円)

節		説明	金額	
区分	金額			
14	使用料及び賃借料	△6	③費用弁償 ・③費用弁償	△9 △9
15	工事請負費	△3	13委託料 ①委託料 ・ポスター掲示場設置・管理・撤去 14使用料及び賃借料 ①使用料等 ・電話使用料 15工事請負費 ①工事請負費 ・臨時配線工事	△14 △14 △14 △6 △6 △6 △3 △3 △3
2	給料	20	01人件費	△100
			02給料	20
3	職員手当等	△220	②職員給料 ・②職員給料	20 20
4	共済費	100	03職員手当等 ⑤時間外勤務手当 ・⑤時間外勤務手当 04共済費 ②職員共済 ・②職員共済	△220 △220 △220 100 100 100
11	需用費	△8	40商業統計調査費 11需用費 ①消耗品費 ・①消耗品費	△8 △8 △8 △8
3	職員手当等	433	01人件費	433
			03職員手当等	433
13	委託料	△3,933	②住居手当 ・②住居手当	330 330
19	負担金補助及び交付金	△3,210	⑤時間外勤務手当 ・⑤時間外勤務手当	△90 △90
20	扶助費	△154	⑩勤勉手当 ・⑩勤勉手当	190 190
28	繰出金	△9,889	⑮管理職特別手当 ・⑮管理職特別手当	3 3
			36臨時福祉給付金（経済対策分）	△3,210
			19負担金補助及び交付金 ②補助金 ・臨時福祉給付金	△3,210 △3,210 △3,210

(款) 総務費 (項) 選挙費～(款) 民生費 (項) 社会福祉費

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		50福祉医療費給付事業 財源内訳補正
		55自立支援給付事業 △1,960
		20扶助費 △1,960
		①扶助費 △1,960
		・身体障害者（児）補装具給付 △1,960
		60児童発達支援事業 1,806
		20扶助費 1,806
		①扶助費 1,806
		・児童発達支援事業 1,806
		65地域生活支援事業 △3,933
		13委託料 △3,933
		①委託料 △3,933
		・地域活動支援センター運営 △3,933
		70国民健康保険特別会計繰出金 △9,889
		28繰出金 △9,889
		①繰出金 △9,889
		・国民健康保険特別会計 △9,889
		80諏訪養護学校学童クラブ事業 財源内訳補正
		05情報センタ事務費 財源内訳補正
		05老人福祉センター管理運営費 △1,713
13 委託料	△3,905	13委託料 △1,713
		①委託料 △1,713
		・管理運営分 △1,713
		15生活支援ハウス △2,192
		13委託料 △2,192
		①委託料 △2,192
		・管理運営分 △2,192
13 委託料	△4,040	05福祉センター管理運営費 △4,040
		13委託料 △4,040
		①委託料 △4,040
		・管理運営分 △4,040

(款) 民生費 (項) 社会福祉費

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費
(目) 7 社会福祉基金費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	
						特定財源				
						国県支出金	地方債	その他		
3	1	7 社会福祉基金費	2,119	3	2,122			3	0	
								3	0	
						(財)社会福祉基金預金利息			3	
		9 介護保険関連費	209,746	△7,456	202,290				△7,456	
									△7,456	
		12 後期高齢者医療広域連合関連費	224,948	△700	224,248				△700	
									△353	
									△347	
	2	児童福祉費	701,910	△22,131	679,779	△8,386		△10,460	△3,285	
	1	児童福祉総務費	339,800	△16,162	323,638	△9,334			△6,828	
						27			△187	
						(国)特別児童扶養手当事務委託金			27	
						3			△3	
						(県)地域児童福祉事業等調査市町村交付金			3	
						△72			72	
						(県)認可外保育施設児童処遇向上事業補助金			△72	
						390			197	
						(国)子ども・子育て支援交付金			195	
						(県)子ども・子育て支援交付金			195	
△1,244			△454							
(国)巡回支援専門員整備事業			△829							
(県)巡回支援専門員整備事業			△415							
△8,553			△5,112							

(単位：千円)

節		説明	金額
区分	金額		
25 積立金	3	05社会福祉基金積立金	3
		25積立金	3
		①積立金	3
		・社会福祉基金預金利子	3
19 負担金補助及び交付金	△7,456	10諏訪広域連合介護保険関連負担金	△7,456
		19負担金補助及び交付金	△7,456
		①負担金	△7,456
		・保険給付費負担金	△6,971
		・地域包括支援センター負担金	△485
19 負担金補助及び交付金	△353	05後期高齢者医療広域連合関連費	△353
		19負担金補助及び交付金	△353
		①負担金	△353
		・広域連合	△353
28 繰出金	△347	10後期高齢者医療特別会計繰出金	△347
		28繰出金	△347
		①繰出金	△347
		・後期高齢者医療特別繰出金	△347
3 職員手当等	△160	01人件費	△160
		03職員手当等	△160
7 賃金	△2,924	③通勤手当	10
		・③通勤手当	10
13 委託料	587	⑤時間外勤務手当	△170
		・⑤時間外勤務手当	△170
20 扶助費	△13,665	03一般経費	
		財源内訳補正	
		20認可外保育施設児童処遇向上事業	
		財源内訳補正	
		25病児・病後児保育事業	587
		13委託料	587
		①委託料	587
		・病児・病後児保育事業	587
		30母子通園施設事業（すくすく広場事業）	△1,698
		07賃金	△1,698
		①臨時職員	△1,698
		・臨時職員	△1,698
		35児童手当費	△13,665

(款) 民生費 (項) 社会福祉費～ (款) 民生費 (項) 児童福祉費

(単位：千円)

節		説明	金額
区分	金額		
		20扶助費	△13,665
		①扶助費	△13,665
		・被用者 3歳未満	△6,240
		・被用者 3歳以上中学校終了前	△350
		・非被用者	△7,075
		45児童クラブ事業	△1,226
		07賃金	△1,226
		①臨時職員	△1,226
		・指導員	△1,226
		50子育て支援推進事業	
		財源内訳補正	
		55要保護児童対策費	
		財源内訳補正	
3 職員手当等	860	01人件費	860
		03職員手当等	860
		②住居手当	△1,000
		・②住居手当	△1,000
		③通勤手当	60
		・③通勤手当	60
		⑤時間外勤務手当	1,590
		・⑤時間外勤務手当	1,590
		⑩勤勉手当	210
		・⑩勤勉手当	210
		03一般経費	△6,120
		13委託料	△6,120
		①委託料	△6,120
		・保育園除雪	393
		・保育施設補修工事設計	△6,513
		05長時間保育事業	△709
		13委託料	△709
13 委託料	△6,829		

(款) 民生費 (項) 児童福祉費

(款) 3 民生費
(項) 2 児童福祉費
(目) 2 保育所費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 2 2							
4 衛生費	532,697	△9,148	523,549	△3,053		1,756	△7,851
1 保健衛生費	288,164	△4,766	283,398	△380		1,306	△5,692
1 保健衛生総務費	150,272	500	150,772	△1			501 500
				△1			1
				(県)地域自殺対策強化事業補助金			△1
2 予防費	42,024	△3,699	38,325				△3,699 △3,699
3 環境衛生費	44,990	△270	44,720			388 6	△658 △276
				(使)飼犬対策事業手数料			6
						382	△382
				(使)丸山墓地使用料			450
				(使)丸山墓地公園管理手数料			△68
4 公害対策費	1,897	△38	1,859				△38 △38
5 健康づくり推進費	28,737	0	28,737	△357 △357		918 △45	△561 402
				(県)保健事業負担金			△357

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
		①委託料 ・長時間保育	△709 △709
3 職員手当等	500	01人件費	500
		03職員手当等	500
		③通勤手当 ・③通勤手当	40 40
		⑤時間外勤務手当 ・⑤時間外勤務手当	360 360
		⑦管理職手当 ・⑦管理職手当	380 380
		⑪寒冷地手当 ・⑪寒冷地手当	△280 △280
		15地域自殺対策強化事業 財源内訳補正	
11 需用費	△3,699	10予防接種事業	△3,699
		11需用費	△3,699
		⑬医薬材料費 ・⑬医薬材料費	△3,699 △3,699
3 職員手当等	△270	01人件費	△270
		03職員手当等	△270
		⑤時間外勤務手当 ・⑤時間外勤務手当	△270 △270
		20丸山墓地公園管理運営事業 財源内訳補正	
1 報酬	△30	05一般事業費	△38
		01報酬	△30
9 旅費	△8	②委員報酬等 ・公害対策委員	△30 △30
		09旅費	△8
		③費用弁償 ・③費用弁償	△8 △8
		10各種検診検査事業 財源内訳補正	

(款) 民生費 (項) 児童福祉費～(款) 衛生費 (項) 保健衛生費

(款) 4 衛生費
(項) 1 保健衛生費
(目) 5 健康づくり推進費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源							
						特定財源										
						国県支出金	地方債	その他								
4	1	5				(諸)健診事業補助金	△45	963	△963							
						(諸)長野県後期高齢者医療広域連合市町村特別対策広報等事業交付金	963									
		7	母子保健衛生費	17,146	△1,259	15,887	△22			△1,237						
										△1,259						
							△22			22						
						(国)子ども・子育て支援交付金	△9									
						(県)子ども・子育て支援交付金	△13									
	2	清掃費	244,533	△4,382	240,151	△2,673		450	△2,159							
						1	清掃総務費	212,992	△4,382	208,610	△2,673	10	△1,719			
												10	△10			
(使)一般廃棄物収集運搬業等許可手数料											10					
△2,673												△1,709				
										(国)合併処理浄化槽設置整備事業補助金	△1,212					
					(県)合併処理浄化槽設置整備事業補助金	△1,461										
2	環境美化推進費	31,541	0	31,541			440	△440								
							440	△440								
					(諸)紙類等売却代	436										
					(諸)ネット袋代	4										
6	農林水産業費	506,917	△15,902	491,015	△9,908		△3,752	△2,242								
					1	農業費	475,973	△15,662	460,311	△9,908	△3,752	△2,002				
										1	農業委員会費	41,007	△177	40,830		△177
																△177
2	農業総務費	50,992	990	51,982			990									

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
		20長寿医療人間ドック補助事業 財源内訳補正	
13 委託料	△1,259	05母子保健事業 13委託料 ①委託料 ・妊婦一般健康診査	△1,259 △1,259 △1,259
		10乳児家庭全戸訪問事業 財源内訳補正	
19 負担金補助及び交付金	△4,382	03一般経費 財源内訳補正 25浄化槽設置事業 19負担金補助及び交付金 ②補助金 ・合併処理浄化槽設置整備	△4,382 △4,382 △4,382 △4,382
		10リサイクル推進事業費 財源内訳補正	
3 職員手当等	△177	01人件費 03職員手当等 ①扶養手当 ・①扶養手当 ⑤時間外勤務手当 ・⑤時間外勤務手当 ⑩管理職特別手当 ・⑩管理職特別手当	△177 △177 20 20 △200 △200 3 3

(款) 衛生費 (項) 保健衛生費～ (款) 農林水産業費 (項) 農業費

(単位：千円)

節		説 明	金額
区 分	金 額		
2 給料	960	01人件費	990
		02給料	960
3 職員手当等	△350	②職員給料 ・②職員給料	960 960
4 共済費	380	03職員手当等	△350
		①扶養手当 ・①扶養手当	90 90
		⑤時間外勤務手当 ・⑤時間外勤務手当	△160 △160
		⑦管理職手当 ・⑦管理職手当	△380 △380
		⑫児童手当等 ・⑫児童手当等	100 100
		04共済費	380
		②職員共済 ・②職員共済	380 380
1 報酬	△2,992	10農作物有害鳥獣駆除事業	△5,558
		01報酬	△2,992
11 需用費	△544	②委員報酬等 ・鳥獣被害対策実施隊員	△2,992 △2,992
13 委託料	△2,977	13委託料	△2,566
		①委託料 ・個体数調整委託	△2,566 △2,566
15 工事請負費	△586		
18 備品購入費	△796	20地域活性化施設整備事業	△2,337
		11需用費	△544
		⑩修繕料（施設） ・修繕料（おっこと亭）	△544 △544
19 負担金補助及び交付金	△8,119	13委託料	△411
		①委託料 ・おっこと亭設計等委託	△411 △411
		15工事請負費	△586
		①工事請負費 ・おっこと亭工事	△586 △586
		18備品購入費	△796
		②一般備品 ・おっこと亭	△796 △796
		40新規就農者支援事業	△8,119
		19負担金補助及び交付金	△8,119
		②補助金 ・青年就農給付金	△8,119 △8,119
17 公有財産購入費	△10	05町単土地改良事業	△510
		17公有財産購入費	△10
		①公有財産購入費 ・用地購入費	△10 △10
19 負担金補助及び交付金	△500	19負担金補助及び交付金	△500
		①負担金	△500

(款) 農林水産業費 (項) 農業費

(単位：千円)

節		説明	金額
区分	金額		
		・消火栓移設	△500
		20農業農村整備事業	
		財源内訳補正	
25 積立金	28	05むらおこし事業基金積立金	28
		25積立金	28
		①積立金	28
		・そば処おっこと亭分基金預金利子	27
		・楽酪ミルク工房分基金預金利子	1
25 積立金	21	05道の駅信州葛木宿等振興基金費	21
		25積立金	21
		①積立金	21
		・道の駅信州葛木宿等預金利息	21
3 職員手当等	△140	01人件費	△140
		03職員手当等	△140
		⑤時間外勤務手当	△140
		・⑤時間外勤務手当	△140
16 原材料費	△100	05林道維持管理費	△100
		16原材料費	△100
		①原材料費	△100
		・砂利等	△100
3 職員手当等	△570	01人件費	△570
		03職員手当等	△570
		③通勤手当	90
		・③通勤手当	90
		⑤時間外勤務手当	△660
		・⑤時間外勤務手当	△660
19 負担金補助及び交付金	△5,200	25八ヶ岳観光圏整備事業	△5,200
		19負担金補助及び交付金	△5,200
		①負担金	△5,200
		・(一社)八ヶ岳ツーリズムマネジメント	△5,200

(款) 農林水産業費 (項) 農業費～ (款) 商工費 (項) 商工費

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
3 職員手当等	36	01人件費	36
		03職員手当等	36
		⑮管理職特別手当	36
		・ ⑮管理職特別手当	36
3 職員手当等	△310	01人件費	△310
		03職員手当等	△310
8 報償費	△45	②住居手当	40
		・ ②住居手当	40
9 旅費	△28	⑤時間外勤務手当	△350
		・ ⑤時間外勤務手当	△350
11 需用費	△34	03一般経費	△107
		08報償費	△45
		①報償金	△45
		・ 証人実費弁償	△45
		09旅費	△28
		①普通旅費	△28
		・ ①普通旅費	△28
		11需用費	△34
		⑨修繕料(備品)	△34
		・ ⑨修繕料(備品)	△34
13 委託料	3,926	05道路維持修繕事業	3,619
		13委託料	3,926
		①委託料	3,926
		・ 幹線道路路面整備	△1,817
		・ 暗渠側溝整備	△200
		・ 融雪剤散布	102
		・ 除雪作業	5,841
16 原材料費	△307	16原材料費	△307
		①原材料費	△307
		・ 加熱・ストックAS合材	△1,598
		・ 融雪剤	1,291
		15道路長寿命化修繕事業	
		財源内訳補正	
17 公有財産購入費	△2,328	05町単道路改良事業	△3,854
		17公有財産購入費	△2,328

(款) 土木費 (項) 土木管理費～ (款) 土木費 (項) 道路橋梁費

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
22 補償補填及び賠償金	△1,526	①公有財産購入費 △2,328 ・ 用地購入費 △2,328 22補償補填及び賠償金 △1,526 ①補償補填及び賠償金 △1,526 ・ 物件移転補償料等 △1,526
16 原材料費	△100	05橋梁維持費 △100 16原材料費 △100 ①原材料費 △100 ・ 橋梁補修材料等 △100
17 公有財産購入費	△50	05河川改修事業 △100 17公有財産購入費 △50
22 補償補填及び賠償金	△50	①公有財産購入費 △50 ・ 用地購入費 △50 22補償補填及び賠償金 △50 ①補償補填及び賠償金 △50 ・ 物件移転補償料等 △50
2 給料	2,900	01人件費 4,520 02給料 2,900
3 職員手当等	970	②職員給料 2,900 ・ ②職員給料 2,900
4 共済費	650	03職員手当等 970 ②住居手当 260 ・ ②住居手当 260
9 旅費	△22	⑨期末手当 300 ・ ⑨期末手当 300
11 需用費	△9	⑩勤勉手当 370 ・ ⑩勤勉手当 370
13 委託料	△2,765	⑪寒冷地手当 40 ・ ⑪寒冷地手当 40
19 負担金補助及び交付金	△1,613	04共済費 650 ②職員共済 650 ・ ②職員共済 650
		03一般経費 △31 09旅費 △22 ①普通旅費 △22 ・ ①普通旅費 △22
		11需用費 △9 ⑥燃料費 △9 ・ ⑥燃料費 △9
		15住宅リフォーム支援事業 △1,613

(款) 土木費 (項) 道路橋梁費～ (款) 土木費 (項) 都市計画費

(款) 8 土木費
(項) 4 都市計画費
(目) 1 都市計画総務費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					
						特定財源			一般財源		
						国県支出金	地方債	その他			
8	4	1								△2,765	
	4	都市計画道路事業費	32,250	△3,634	28,616					△3,634	△3,634
	5	都市公園整備事業費	3,695	△200	3,495					△200	△200
	6	公園等整備基金費	3	1	4					1	1
	6	国土調査費	983	△70	913					△70	△70
		1 国土調査費	983	△70	913					△70	△70
9	消防費		281,212	△1,142	280,070				△1,033	△109	△109
	1	消防費	281,212	△1,142	280,070				△1,033	△109	△109
		1 常備消防費	205,019	△1,032	203,987				△1,033	1	1
								(諸)高速自動車国道救急業務支弁金	△1,033		
		2 非常備消防費	59,697	△110	59,587					△110	△110

(単位：千円)

節		説明	金額
区分	金額		
		19負担金補助及び交付金 ②補助金 ・住宅リフォーム	△1,613 △1,613 △1,613
		25空き家等対策事業	△2,765
		13委託料 ①委託料 ・空き家等対策計画	△2,765 △2,765 △2,765
13 委託料	△3,634	05都市計画道路整備事業	△3,634
		13委託料 ①委託料 ・測量設計	△3,634 △3,634 △3,634
16 原材料費	△200	05分水の森整備事業	△200
		16原材料費 ①原材料費 ・橋梁補修材料等	△200 △200 △200
25 積立金	1	05公園等整備基金積立金	1
		25積立金 ①積立金 ・公園等整備基金預金利子	1 1 1
13 委託料	△70	05国土調査経費	△70
		13委託料 ①委託料 ・地図修正等作業委託	△70 △70 △70
19 負担金補助及び交付金	△1,032	05諏訪広域連合負担金	△1,032
		19負担金補助及び交付金 ①負担金 ・高速自動車国道救急業務費	△1,032 △1,032 △1,032
3 職員手当等	△110	01人件費	△110
		03職員手当等 ③通勤手当 ・③通勤手当 ⑤時間外勤務手当 ・⑤時間外勤務手当	△110 10 10 △150 △150

(款) 土木費 (項) 都市計画費～ (款) 消防費 (項) 消防費

(款) 9 消防費
 (項) 1 消防費
 (目) 2 非常備消防費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
9 1 2								
10 教育費	768,824	9,216	778,040			29	9,187	
1 教育総務費	229,951	△7	229,944			29	△36	
2 事務局費	122,092	△37	122,055				△37 △37	
4 義務教育施設整備 基金費	100,079	30	100,109			29	1	
						29	1	
				(財)義務教育施設整備基 金預金利息			29	
2 小学校費	161,507	140	161,647				140	
1 学校管理費	148,627	140	148,767				140 140	
4 社会教育費	232,136	9,063	241,199				9,063	
1 社会教育総務費	122,082	9,063	131,145				9,063 9,063	

(単位：千円)

節		説明	金額
区分	金額		
		⑩勤勉手当	30
		・⑩勤勉手当	30
3 職員手当等	△37	01人件費	△37
		03職員手当等	△37
		②住居手当	150
		・②住居手当	150
		⑤時間外勤務手当	△320
		・⑤時間外勤務手当	△320
		⑦管理職手当	10
		・⑦管理職手当	10
		⑩勤勉手当	120
		・⑩勤勉手当	120
		⑮管理職特別手当	3
		・⑮管理職特別手当	3
25 積立金	30	05義務教育施設整備基金積立金	30
		25積立金	30
		①積立金	30
		・義務教育施設整備基金預金利子	30
3 職員手当等	120	01人件費	140
		03職員手当等	120
		③通勤手当	30
		・③通勤手当	30
		⑤時間外勤務手当	90
		・⑤時間外勤務手当	90
		04共済費	20
		②職員共済	20
		・②職員共済	20
2 給料	5,400	01人件費	9,063
		02給料	5,400
		②職員給料	5,400
		・②職員給料	5,400
3 職員手当等	1,823	03職員手当等	1,823
		①扶養手当	70
		・①扶養手当	70
		⑤時間外勤務手当	960
		・⑤時間外勤務手当	960
4 共済費	1,840		

(款) 消防費 (項) 消防費～ (款) 教育費 (項) 社会教育費

(款) 10 教育費
(項) 4 社会教育費
(目) 1 社会教育総務費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
						特定財源			
						国県支出金	地方債	その他	
10	4	1							
	5	保健体育費	43,880	20	43,900				20
		1 保健体育総務費	21,976	20	21,996				20
									20
13	諸支出金		43,874	248,518	292,392			3,713	244,805
	1	基金費	43,874	248,518	292,392			3,713	244,805
		1 財政調整基金費	3,361	246,494	249,855			1,693	244,801
								1,693	244,801
						(財)財政調整基金預金利息		1,693	
		2 ふるさと創生基金費	30	10	40			9	1
								9	1
						(財)ふるさと創生基金預金利息		9	
		3 減債基金費	482	205	687			204	1
								204	1
						(財)減債基金預金利息		204	
		4 ふるさとみらい基金費	40,001	1,809	41,810			1,807	2
								1,807	2
						(財)ふるさとみらい基金預金利息		2	
						(寄)ふるさと寄附金		1,805	
歳出合計			7,368,770	129,711	7,498,481	△27,503		△9,700	166,914

(単位：千円)

節		説明	金額
区分	金額		
		⑨期末手当 ・⑨期末手当	500 500
		⑩勤勉手当 ・⑩勤勉手当	50 50
		⑫児童手当等 ・⑫児童手当等	240 240
		⑮管理職特別手当 ・⑮管理職特別手当	3 3
		04共済費 ②職員共済 ・②職員共済	1,840 1,840 1,840
3 職員手当等	20	01人件費	20
		03職員手当等 ⑤時間外勤務手当 ・⑤時間外勤務手当	20 20 20
25 積立金	246,494	05財政調整基金積立金	246,494
		25積立金 ①積立金 ・財政調整基金預金利子 ・財政調整基金	246,494 246,494 1,694 244,800
25 積立金	10	05ふるさと創生基金積立金	10
		25積立金 ①積立金 ・ふるさと創生基金預金利子	10 10 10
25 積立金	205	05減債基金積立金	205
		25積立金 ①積立金 ・減債基金預金利子	205 205 205
25 積立金	1,809	05ふるさとみらい基金積立金	1,809
		25積立金 ①積立金 ・ふるさとみらい基金 ・ふるさとみらい基金預金利子	1,809 1,809 1,806 3

(款) 教育費 (項) 社会教育費～ (款) 諸支出金 (項) 基金費

給 与 費 明 細 書

1. 特別職

(単位 千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費							計	共 済 費	合 計	備 考	
		報 酬	給 料	期 末 手 当 年 間 支 給 率	地 域 手 当	寒 冷 地 手 当	そ の 他 の 手 当						
補正後	長 等	2		15,588	6,163 3.30			140	21	21,912	2,689	24,601	その他は 通勤手当
	議 員	11	28,435		11,238 3.30					39,673	10,646	50,319	
	その他の 特別職	1,112	57,637							57,637		57,637	
		1		6,408	2,534 3.30			89		9,031	1,773	10,804	
	計	1,112	57,637							57,637		57,637	
	14	28,435	21,996	19,935			229	21	70,616	15,108	85,724		
補正前	長 等	2		15,588	6,069 3.25			140	21	21,818	2,689	24,507	その他は 通勤手当
	議 員	11	28,428		11,068 3.25					39,496	10,646	50,142	
	その他の 特別職	1,179	62,170							62,170		62,170	
		1		6,408	2,495 3.25			89		8,992	1,773	10,765	
	計	1,179	62,170							62,170		62,170	
	14	28,428	21,996	19,632			229	21	70,306	15,108	85,414		

2. 一般職

オ 期末手当、勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率			支給率計(月分)	職制上の段階、職務 の級等による加算措 置	備 考
	6 月 (月分)	12 月 (月分)	3 月 (月分)			
補 正 後	() 2.125	() 2.275		() 4.400	有	
補 正 前	() 2.075	() 2.225	()	() 4.300	有	

()内は再任用職員

議案第 5 号

平成 29 年度富士見町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分について

平成 29 年度富士見町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成 30 年 6 月 7 日 提 出

富士見町長 名 取 重 治

専決第6号

平成29年度 富士見町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

平成29年度 富士見町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 10,766 千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1,753,381 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記のとおり地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成30年 3月31日

富士見町長 名取重治

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
3 国庫支出金	2 国庫補助金
5 県支出金	2 県補助金
6 療養給付費等交付金	1 療養給付費等交付金
9 繰入金	1 他会計繰入金
歳入合計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
239,514	△5,288	234,226
54,924	△5,288	49,636
68,863	13,042	81,905
57,679	13,042	70,721
40,000	△8,631	31,369
40,000	△8,631	31,369
126,716	△9,889	116,827
126,716	△9,889	116,827
1,764,147	△10,766	1,753,381

歳 出

款	項					
1 総務費	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="756 349 1441 412"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="756 412 1441 474">1 総務管理費</td> </tr> <tr> <td data-bbox="756 474 1441 537">2 徴税費</td> </tr> <tr> <td data-bbox="756 537 1441 600">3 運営協議会費</td> </tr> <tr> <td data-bbox="756 600 1441 660">4 趣旨普及費</td> </tr> </table>		1 総務管理費	2 徴税費	3 運営協議会費	4 趣旨普及費
1 総務管理費						
2 徴税費						
3 運営協議会費						
4 趣旨普及費						
2 保険給付費	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="756 660 1441 723"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="756 723 1441 786">1 療養諸費</td> </tr> <tr> <td data-bbox="756 786 1441 1973">4 出産育児諸費</td> </tr> </table>		1 療養諸費	4 出産育児諸費		
1 療養諸費						
4 出産育児諸費						
歳 出 合 計						

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
45,302	△5,936	39,366
37,534	△5,137	32,397
6,996	△642	6,354
139	△97	42
633	△60	573
1,015,511	△4,830	1,010,681
892,475	△1,454	891,021
8,405	△3,376	5,029
1,764,147	△10,766	1,753,381

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金	239,514	△5,288	234,226
5 県支出金	68,863	13,042	81,905
6 療養給付費等交付金	40,000	△8,631	31,369
9 繰入金	126,716	△9,889	116,827
歳入合計	1,764,147	△10,766	1,753,381

(歳出)

款	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費	45,302	△5,936	39,366
2 保険給付費	1,015,511	△4,830	1,010,681
歳 出 合 計	1,764,147	△10,766	1,753,381

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
		△5,936	0
7,754		△12,584	0
7,754		△18,520	0

2 歳 入

(款) 3 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(目) 1 財政調整交付金

款 項 目	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金	239,514	△5,288	234,226
2 国庫補助金	54,924	△5,288	49,636
1 財政調整交付金	52,400	△5,288	47,112
5 県支出金	68,863	13,042	81,905
2 県補助金	57,679	13,042	70,721
1 財政調整交付金	57,679	13,042	70,721
6 療養給付費等交付金	40,000	△8,631	31,369
1 療養給付費等交付金	40,000	△8,631	31,369
1 療養給付費等交付金	40,000	△8,631	31,369
9 繰入金	126,716	△9,889	116,827
1 他会計繰入金	126,716	△9,889	116,827
1 一般会計繰入金	126,716	△9,889	116,827
歳 入 合 計	1,764,147	△10,766	1,753,381

(単位：千円)

節		説明	
区 分	金 額		
1 普通調整交付金	△9,345	普通調整交付金	△9,345
2 特別調整交付金	4,057	特別調整交付金	4,057
1 普通調整交付金	△14,594	普通調整交付金	△14,594
2 特別調整交付金	27,636	特別調整交付金	27,636
1 療養給付費等交付金	△8,631	退職被保険者療養給付費等交付金	△8,631
1 保険基盤安定繰入金	△2,093	保険基盤安定繰入金	△2,093
2 職員給与費等繰入金	△5,936	職員給与費等繰入金	△5,936
3 出産育児一時金繰入金	△2,250	出産育児一時金繰入金	△2,250
4 財政安定化支援事業繰入金	390	財政安定化支援事業繰入金	390

(款) 国庫支出金 (項) 国庫補助金～ (款) 繰入金 (項) 他会計繰入金

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(目) 1 一般管理費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総務費	45,302	△5,936	39,366			△5,936	0
1 総務管理費	37,534	△5,137	32,397			△5,137	0
1 一般管理費	36,772	△5,137	31,635			△5,137	0
						△3,781	0
				(繰)職員給与費等繰入金		△3,781	
						△1,356	0
				(繰)職員給与費等繰入金		△1,356	

(単位：千円)

節		説明	金額
区分	金額		
2 給料	△2,758	01人件費	△3,781
		02給料	△2,758
3 職員手当等	△43	②職員給料	△2,758
		・②職員給料	△2,758
4 共済費	△980	03職員手当等	△43
		①扶養手当	390
		・①扶養手当	390
7 賃金	△120	②住居手当	174
		・②住居手当	174
9 旅費	△40	③通勤手当	△118
		・③通勤手当	△118
11 需用費	△311	⑤時間外勤務手当	△2
		・⑤時間外勤務手当	△2
13 委託料	△845	⑨期末手当	△783
		・⑨期末手当	△783
14 使用料及び賃借料	△34	⑩勤勉手当	△116
		・⑩勤勉手当	△116
19 負担金補助及び交付金	△6	⑪寒冷地手当	52
		・⑪寒冷地手当	52
		⑫児童手当等	360
		・⑫児童手当	360
		04共済費	△980
		②職員共済	△980
		・②職員共済	△980
		03一般経費	△1,356
		07賃金	△120
		①臨時職員	△120
		・臨時職員	△120
		09旅費	△40
		①普通旅費	△40
		・①普通旅費	△40
		11需用費	△311
		①消耗品費	△166
		・参考図書	△34
		・事務用	△2
		・コンピューター用	△89
		・自動血圧計用	△41
		⑧印刷製本費	△75
		・予算書, 決算書他	△75
		⑨修繕料(備品)	△70
		・⑨修繕料(備品)	△70
		13委託料	△845
		①委託料	△845
		・保険者事務共同処理等	△209
		・パソコンプログラムサポート料	△540

(款) 総務費 (項) 総務管理費

(款) 1 総務費
(項) 1 総務管理費
(目) 1 一般管理費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 1 1							
2 徴税费	6,996	△642	6,354			△642	0
1 賦課徴収費	6,996	△642	6,354			△642	0
						△642	0
						(繰)職員給与費等繰入金	△642
3 運営協議会費	139	△97	42			△97	0
1 運営協議会費	139	△97	42			△97	0
						△97	0
						(繰)職員給与費等繰入金	△97
4 趣旨普及費	633	△60	573			△60	0
1 趣旨普及費	633	△60	573			△60	0
						△60	0
						(繰)職員給与費等繰入金	△60
2 保険給付費	1,015,511	△4,830	1,010,681	7,754		△12,584	0
1 療養諸費	892,475	△1,454	891,021	7,754		△10,334	1,126

(単位：千円)

節		説明	金額
区分	金額		
		・第三者行為求償事務 ・レセプト点検委託	△23 △73
		14使用料及び賃借料	△34
		①使用料等	△34
		・有料道路通行料	△34
		19負担金補助及び交付金	△6
		①負担金	△6
		・諏訪支部	△2
		・国保地域医療学会等	△4
12 役務費	△83	03一般経費	△642
		12役務費	△83
		③手数料	△83
		・口座振替	△57
		・コンビニ収納手数料	△26
13 委託料	△559	13委託料	△559
		①委託料	△559
		・情報センタ 賦課処理	△466
		・情報センタ 収納処理	△93
1 報酬	△58	03一般経費	△97
		01報酬	△58
		②委員報酬等	△58
		・委員	△58
9 旅費	△3	09旅費	△3
		③費用弁償	△3
11 需用費	△30	・③費用弁償	△3
		14使用料及び賃借料	△6
		①消耗品費	△30
		・①消耗品費	△30
		14使用料及び賃借料	△6
		①使用料等	△6
		・有料道路通行料	△6
11 需用費	△60	03一般経費	△60
		11需用費	△60
		①消耗品費	△60
		・制度周知用資料等	△60

(款) 総務費 (項) 総務管理費～ (款) 保険給付費 (項) 療養諸費

(款) 2 保険給付費
(項) 1 療養諸費
(目) 1 一般被保険者療養給付費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
						特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
2	1	1 一般被保険者療養給付費	840,188	△1,454	838,734	7,754		△1,703	△7,505
						7,754		△1,703	△7,505
		(国)普通調整交付金						△9,345	
		(国)特別調整交付金						4,057	
		(県)普通調整交付金						△14,594	
		(県)特別調整交付金						27,636	
		(繰)保険基盤安定繰入金						△2,093	
		(繰)財政安定化支援事業繰入金						390	
	2	退職被保険者等療養給付費	35,000	0	35,000			△8,631	8,631
							△8,631	8,631	
		(療)退職被保険者療養給付費等交付金						△8,631	
	4	出産育児諸費	8,405	△3,376	5,029			△2,250	△1,126
	1	出産育児一時金	8,405	△3,376	5,029			△2,250	△1,126
							△2,250	△1,126	
		(繰)出産育児一時金繰入金						△2,250	
歳出合計			1,764,147	△10,766	1,753,381	7,754		△18,520	0

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
19 負担金補助及び交付金	△1,454	10一般被保険者療養給付費	△1,454
		19負担金補助及び交付金	△1,454
		①負担金	△1,454
		・一般被保険者療養給付費	△1,454
		10退職被保険者等療養給付費	
		財源内訳補正	
19 負担金補助及び交付金	△3,376	10出産育児一時金	△3,376
		19負担金補助及び交付金	△3,376
		②補助金	△3,376
		・出産育児一時金	△3,376

(款) 保険給付費 (項) 療養諸費～ (款) 保険給付費 (項) 出産育児諸費

給 与 費 明 細 書

1. 特別職

(単位 千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費							共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	期 末 手 当	地 域 手 当	寒 冷 地 手 当	そ の 他 の 手 当	計			
補正後	6	38						38		38	
補正前	6	96						96		96	
比較	0	△ 58						△ 58		△ 58	

2. 一般職

(1) 総 括

(単位 千円)

区 分	職 員 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	4		13,062	7,185	20,247	4,114	24,361	
補 正 前	4		15,820	7,228	23,048	5,094	28,142	
比 較	0		△ 2,758	△ 43	△ 2,801	△ 980	△ 3,781	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	給 与 費						
		扶 養 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	寒 冷 地 手 当	時 間 外 勤 務 手 当
職 員 手 当 の 内 訳	補 正 後	624	29		2,932	1,998	266	298
	補 正 前	234	147		3,715	2,114	214	300
	比 較	390	△ 118		△ 783	△ 116	52	△ 2
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	給 与 費						
		児 童 手 当 等	住 居 手 当	管 理 職 手 当	調 整 手 当	宿 日 直 手 当	嘱 託 退 職 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当
		補 正 後	540	498				
補 正 前	180	324						
比 較	360	174						

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
給 料	△ 2,758	給与改定に伴う増減分	H29人勤給与改定	
		昇給に伴う増加分	定期昇給、昇格	
		その他の増減分	△ 2,758	人事異動
職 員 手 当	△ 43	制度改正に伴う増減分	勤勉手当	
		その他の増減分	△ 43	人事異動

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分	一 般 職	
補正後	平均給料月額(円)	272,119
	平均給与月額(円)	307,810
	平均年齢(歳)	34.50
補正前	平均給料月額(円)	329,583
	平均給与月額(円)	354,271
	平均年齢(歳)	43.50

ウ 級別職員数

区 分	一 般 行 政 職		
	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
補 正 後	1級	1	25.0
	2級	1	25.0
	3級	1	25.0
	4級	1	25.0
	5級		
	6級		
	計	4	100.0
補 正 前	1級		
	2級		
	3級	2	50.0
	4級	2	50.0
	5級		
	6級		
	計	4	100.0

オ 期末手当、勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率			支給率計(月分)	職務上の段階、職務の級等による加算措置	備 考
	6 月 (月分)	12 月 (月分)	(月分)			
補 正 後	2.125	2.275		4.400	有	
補 正 前	2.075	2.225		4.300	有	

議案第6号

平成29年度富士見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）の専決処分について

平成29年度富士見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成30年 6月 7日 提 出

富士見町長 名 取 重 治

専決第7号

平成29年度 富士見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）

平成29年度 富士見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8,729 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 190,885 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記のとおり地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成30年 3月31日

富士見町長 名取重治

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
1 後期高齢者医療保険料	1 後期高齢者医療保険料
4 繰入金	1 一般会計繰入金
歳入合計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
135,170	9,076	144,246
135,170	9,076	144,246
46,481	△347	46,134
46,481	△347	46,134
182,156	8,729	190,885

歳 出

款	項
1 総務費	
	1 総務管理費
	2 徴収費
2 後期高齢者医療広域連合納付金	
	1 後期高齢者医療広域連合納付金
歳 出 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
3,921	△347	3,574
881	△68	813
3,040	△279	2,761
177,670	9,076	186,746
177,670	9,076	186,746
182,156	8,729	190,885

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料	135,170	9,076	144,246
4 繰入金	46,481	△347	46,134
歳入合計	182,156	8,729	190,885

(歳出)

款	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費	3,921	△347	3,574
2 後期高齢者医療広域連合納付金	177,670	9,076	186,746
歳 出 合 計	182,156	8,729	190,885

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
		△347	0
		9,076	0
		8,729	0

2 歳 入

(款) 1 後期高齢者医療保険料

(項) 1 後期高齢者医療保険料

(目) 1 特別徴収保険料

款 項 目	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料	135,170	9,076	144,246
1 後期高齢者医療保険料	135,170	9,076	144,246
1 特別徴収保険料	95,928	9,076	105,004
4 繰入金	46,481	△347	46,134
1 一般会計繰入金	46,481	△347	46,134
1 事務費繰入金	3,921	△347	3,574
歳 入 合 計	182,156	8,729	190,885

(単位：千円)

節		金額	説明	
区	分			
1	現年度分	9,076	現年度分	9,076
1	事務費繰入金	△347	事務費繰入金	△347

(款) 後期高齢者医療保険料 (項) 後期高齢者医療保険料～ (款) 繰入金 (項) 一般会計繰入金

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(目) 1 一般管理費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総務費	3,921	△347	3,574			△347	0
1 総務管理費	881	△68	813			△68	0
1 一般管理費	881	△68	813			△68	0
						△68	0
				(繰)事務費繰入金			△68
2 徴収費	3,040	△279	2,761			△279	0
1 徴収費	3,040	△279	2,761			△279	0
						△279	0
				(繰)事務費繰入金			△279
2 後期高齢者医療広域連 合納付金	177,670	9,076	186,746			9,076	0
1 後期高齢者医療広域 連合納付金	177,670	9,076	186,746			9,076	0
1 後期高齢者医療広 域連合納付金	177,670	9,076	186,746			9,076	0
						9,076	0
				(後)現年度分			9,076
歳 出 合 計	182,156	8,729	190,885			8,729	0

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
11 需用費	△62	03一般経費 △68 11需用費 △62
14 使用料及び賃借料	△6	①消耗品費 △38 ・事務用 △5 ・コンピューター用 △33 ⑧印刷製本費 △24 ・予算書、決算書等 △2 ・啓発資料等 △22 14使用料及び賃借料 △6 ①使用料等 △6 ・有料道路通行料 △6
12 役務費	△14	03一般経費 △279 12役務費 △14
13 委託料	△265	③手数料 △14 ・口座振替 △14 13委託料 △265 ①委託料 △265 ・情報センタ収納処理 △265
19 負担金補助及び交付金	9,076	10広域連合納付金 9,076 19負担金補助及び交付金 9,076 ①負担金 9,076 ・後期高齢者医療広域連合 9,076

(款) 総務費 (項) 総務管理費～ (款) 後期高齢者医療広域連合納付金 (項) 後期高齢者医療広域連合納付金

議案第7号

平成29年度富士見町観光施設貸付事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分について

平成29年度富士見町観光施設貸付事業特別会計補正予算（第2号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成30年 6月 7日 提 出

富士見町長 名 取 重 治

専決第8号

平成29年度 富士見町観光施設貸付事業特別会計補正予算（第2号）

平成29年度 富士見町観光施設貸付事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 151,126 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記のとおり地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成30年 3月31日

富士見町長 名取重治

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
1 財産収入	1 財産運用収入
歳入合計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
123,429	1	123,430
123,429	1	123,430
151,125	1	151,126

歲 出

款	項
3 基金費	1 基金費
歲 出 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
25,197	1	25,198
25,197	1	25,198
151,125	1	151,126

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 財産収入	123,429	1	123,430
歳入合計	151,125	1	151,126

(歳出)

款	補正前の額	補 正 額	計
3 基金費	25,197	1	25,198
歳 出 合 計	151,125	1	151,126

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
		1	0
		1	0

2 歳 入

(款) 1 財産収入

(項) 1 財産運用収入

(目) 1 利子及び配当金

款 項 目	補正前の額	補正額	計
1 財産収入	123,429	1	123,430
1 財産運用収入	123,429	1	123,430
1 利子及び配当金	1	1	2
歳 入 合 計	151,125	1	151,126

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 利子及び配当金	1	財政調整基金預金利子 1

(款) 財産収入 (項) 財産運用収入

3 歳 出

(款) 3 基金費

(項) 1 基金費

(目) 1 財政調整基金費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 基金費	25,197	1	25,198			1	0
1 基金費	25,197	1	25,198			1	0
1 財政調整基金費	25,197	1	25,198			1	0
						1	0
				(財)財政調整基金預金利 子			
歳 出 合 計	151,125	1	151,126			1	0

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
25 積立金	1	10財政調整基金積立金 1 25積立金 1 ①積立金 1 ・財政調整基金預金利子 1

(款) 基金費 (項) 基金費

議案第 8 号

平成 29 年度富士見町富士見財産区特別会計補正予算（第 2 号）の専決処分について

平成 29 年度富士見町富士見財産区特別会計補正予算（第 2 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成 30 年 6 月 7 日 提 出

富士見町長 名 取 重 治

専決第9号

平成29年度 富士見町富士見財産区特別会計補正予算（第2号）

平成29年度 富士見町富士見財産区特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,122 千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 11,356 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記のとおり地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成30年 3月31日

富士見町長 名取重治

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
2 財産収入	
	1 財産運用収入
	2 財産売払収入
3 繰入金	
	2 基金繰入金
5 諸収入	
	2 雑入
歳 入 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
4,973	△17	4,956
4,972	△16	4,956
1	△1	0
6,225	△1,155	5,070
6,225	△1,155	5,070
6	50	56
5	50	55
12,478	△1,122	11,356

歲 出

款	項
1 財產費	1 財產管理費
歲 出 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
12,378	△1,122	11,256
12,378	△1,122	11,256
12,478	△1,122	11,356

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 財産収入	4,973	△17	4,956
3 繰入金	6,225	△1,155	5,070
5 諸収入	6	50	56
歳入合計	12,478	△1,122	11,356

(歳出)

款	補正前の額	補 正 額	計
1 財産費	12,378	△1,122	11,256
歳 出 合 計	12,478	△1,122	11,356

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
		△15	△1,107
		△15	△1,107

2 歳 入

(款) 2 財産収入

(項) 1 財産運用収入

(目) 1 財産貸付収入

款 項 目	補正前の額	補正額	計
2 財産収入	4,973	△17	4,956
1 財産運用収入	4,972	△16	4,956
1 財産貸付収入	4,910	△1	4,909
2 利子及び配当金	62	△15	47
2 財産売却収入	1	△1	0
1 不動産売却収入	1	△1	0
3 繰入金	6,225	△1,155	5,070
2 基金繰入金	6,225	△1,155	5,070
1 財政調整基金繰入金	6,225	△1,155	5,070
5 諸収入	6	50	56
2 雑入	5	50	55
1 雑入	5	50	55
歳 入 合 計	12,478	△1,122	11,356

(単位：千円)

節		金額	説明	
区	分			
1	土地建物貸付収入	△1	電柱敷地料	△1
1	利子及び配当金	△15	財政調整基金預金利子	△15
1	不動産売却収入	△1	土地等売却代	△1
1	財政調整基金繰入金	△1,155	財政調整基金繰入金	△1,155
1	雑入	50	雑入	50

(款) 財産収入 (項) 財産運用収入～(款) 諸収入 (項) 雑入

3 歳 出

(款) 1 財産費

(項) 1 財産管理費

(目) 1 一般管理費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 財産費	12,378	△1,122	11,256			△15	△1,107
1 財産管理費	12,378	△1,122	11,256			△15	△1,107
1 一般管理費	8,528	△155	8,373			△15	△140
						△15	△140
				(財)財政調整基金預金利 子		△15	
2 区有林管理費	3,850	△967	2,883				△967
							△967
歳 出 合 計	12,478	△1,122	11,356			△15	△1,107

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
11 需用費	△140	03一般経費 △155
		11需用費 △140
19 負担金補助及び交付金	△1	⑩修繕料(施設) △140
		・⑩修繕料(施設) △140
		19負担金補助及び交付金 △1
25 積立金	△14	①負担金 △1
		・農協賦課金 △1
		25積立金 △14
		①積立金 △14
		・財政調整基金預金利子積立金 △14
7 賃金	△759	10森林環境保全直接支援事業 △967
		07賃金 △759
14 使用料及び賃借料	△208	③賃金 △759
		・委員 △759
		14使用料及び賃借料 △208
		①使用料等 △208
		・機械借上料 △208

(款) 財産費 (項) 財産管理費

議案第9号

平成30年度富士見町一般会計補正予算（第1号）の専決処分について

平成30年度富士見町一般会計補正予算（第1号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成30年 6月 7日 提 出

富士見町長 名 取 重 治

専決第10号

平成30年度 富士見町一般会計補正予算（第1号）

平成30年度 富士見町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 645 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 7,399,645 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記のとおり地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成30年 5月10日

富士見町長 名取重治

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
19 繰越金	1 繰越金
歳入合計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
160,000	645	160,645
160,000	645	160,645
7,399,000	645	7,399,645

歳 出

款	項
10 教育費	2 小学校費
歳 出 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
745,383	645	746,028
165,424	645	166,069
7,399,000	645	7,399,645

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
19 繰越金	160,000	645	160,645
歳入合計	7,399,000	645	7,399,645

(歳出)

款	補正前の額	補 正 額	計
10 教育費	745,383	645	746,028
歳 出 合 計	7,399,000	645	7,399,645

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
			645
			645

2 歳 入

(款) 19 繰越金

(項) 1 繰越金

(目) 1 繰越金

款 項 目	補正前の額	補正額	計
19 繰越金	160,000	645	160,645
1 繰越金	160,000	645	160,645
1 繰越金	160,000	645	160,645
歳 入 合 計	7,399,000	645	7,399,645

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 繰越金	645	前年度繰越金 645

(款) 繰越金 (項) 繰越金

3 歳 出

(款) 10 教育費

(項) 2 小学校費

(目) 1 学校管理費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
10 教育費	745,383	645	746,028				645
2 小学校費	165,424	645	166,069				645
1 学校管理費	153,355	645	154,000				645
							645
歳 出 合 計	7,399,000	645	7,399,645				645

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
18 備品購入費	645	10富士見小学校費 645 18備品購入費 645 ③特別備品 645 ・給食用保冷庫 645

(款) 教育費 (項) 小学校費

議案第10号

富士見町印鑑の登録及び証明に関する条例

富士見町印鑑の登録及び証明に関する条例を次のとおり制定するものとする。

平成30年6月7日 提 出

富士見町長 名 取 重 治

富士見町印鑑の登録及び証明に関する条例

富士見町印鑑条例（昭和 49 年富士見町条例第 1 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この条例は、印鑑の登録及び証明に関し、必要な事項を定め、もつて町民の利便を増進するとともに、取引の安全に寄与し、あわせて事務の合理化に資することを目的とする。

（印鑑の登録資格）

第 2 条 印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号。以下「法」という。)に基づき、当町の住民基本台帳に記録されている者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者については、印鑑の登録を受けることができない。

- (1) 15 歳未満の者
- (2) 成年被後見人

（印鑑の登録申請）

第 3 条 印鑑の登録申請は、次に掲げる方法によって行うものとする。

- (1) 印鑑の登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)は、登録を受けようとする印鑑を自ら持参し、町長に登録の申請をしなければならない。
- (2) 登録申請者が疾病その他やむを得ない事由により、自ら申請することができないときは、代理人に申請させることができる。

（印鑑の登録申請の確認）

第 4 条 町長は、前条の規定による印鑑の登録申請があったときは、当該登録申請者が本人であること及び当該申請が本人の意志に基づくものであることを確認しなければならない。

- 2 前項に規定する確認は、印鑑の登録申請の事実について、郵送その他町長が適当と認める方法により、当該登録申請者に対して文書で照会し、その回答書を提出させるとともに、町長が適当と認める書類を提示させることにより行う。
- 3 前項に規定する手続に関し、登録申請者が疾病その他やむを得ない事由により、自ら行うことができないときには、代理人に行わせることができる。
- 4 登録申請者が自ら申請した場合において、次の各号の 1 に該当するときは、第 2 項に規定する確認の方法を省略することができる。
 - (1) 官公署の発行した免許証、許可証又は身分証明書であつて、本人の写真を貼付したものの提示があつたとき。
 - (2) 当町において既に印鑑の登録を受けている者（第 20 条第 1 項の規定に基づく代理

人を除く。)により登録申請者が本人に相違ないことを保証した書面の提出があったとき。

(3) その他町長が特に認めたとき。

(登録印鑑)

第5条 登録できる印鑑の数量は、1人1個に限るものとする。

(印鑑の登録申請の不受理)

第6条 町長は、次の各号の1に該当する印鑑については、当該印鑑の登録申請を受理することができない。

(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名若しくは通称(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。)又は氏名若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの

(2) 職業、資格、その他氏名又は通称以外の事項を表しているもの

(3) ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの

(4) 印影の大きさが一辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの又は一辺の長さ25ミリメートルの正方形に収まらないもの

(5) 印影が不鮮明なもの、縁のないもの又は文字の判読が困難なもの

(6) 他の者が既に登録している印鑑又は他の者が既に登録している印鑑にその印影が著しく類似しているもの

(7) その他登録を受けようとする印鑑が、不相当と町長が認めたもの

2 町長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。

(登録事項)

第7条 町長は、印鑑登録原票を備え、印鑑の登録の申請について審査した上で、印影のほか、当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。

(1) 登録番号

(2) 登録年月日

(3) 氏名(外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあっては、氏名及び通称)

(4) 出生の年月日

(5) 住所

(6) 前条第2項の規定により登録する場合には、当該氏名の片仮名表記

(7) その他町長が必要と認める事項

2 前項各号に規定する事項を登録する印鑑登録原票は、磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。以下同じ。)をもって

調製するものとする。

(印鑑登録原票の修正)

第8条 印鑑の登録を受けている者（以下「登録者」という。）又はその代理人は、住所等の登録事項（印影を除く。）について変更しようとする場合には、町長に対して、その旨を届出しなければならない。

2 町長は、前項の届出があったとき又は印鑑登録原票に登録されている事項（印影を除く。）に変更があることを知ったときは、当該事項について印鑑登録原票を修正するものとする。

(印鑑登録原票の再製)

第9条 町長は、次のいずれかに該当する場合は、当該登録者にその旨を通知し、登録印鑑の提示を求めて印鑑登録原票の再製をするものとする。

(1) 印鑑登録原票の印影が不鮮明になったとき。

(2) 印鑑登録原票が滅失し、又は滅失のおそれがあるとき。

(印鑑登録証の交付)

第10条 町長は、第7条第1項の規定により印鑑を登録したときは、印鑑の登録を受けている旨を証する書面（以下「印鑑登録証」という。）に登録番号を付し、登録申請者に交付するものとする。ただし、疾病その他やむを得ない理由により自ら受領することができないときは、代理人をして受領させることができる。

(印鑑登録証の効力)

第11条 町長は、印鑑登録証を持参して印鑑の登録の証明を受けようとする者に対してのみ印鑑登録証明書を交付するものとする。

2 印鑑の登録の証明を受けようとする者は、印鑑登録証を提示しない限り、印鑑登録証明書の交付を受けることはできない。

3 印鑑登録証明書の交付を申請するときに印鑑登録証を所持している者は、登録者又はその代理人とみなす。

(印鑑登録証の再交付)

第12条 登録者は、印鑑登録証が著しく汚損又は毀損したときに限り、町長に対して印鑑登録証の再交付を申請することができる。ただし、登録者が疾病その他やむを得ない事由により、自ら申請することができないときは、代理人に申請させることができる。

2 前項の申請は、印鑑登録証を添えてしなければならない。

3 町長は、前2項による申請があったときには、印鑑登録原票の登録事項を照合し適正であると確認できた場合には、当該申請者又はその代理人に対して印鑑登録証を直接再交付するものとする。

(印鑑登録証の亡失届)

第13条 登録者が印鑑登録証を亡失したときは、直ちに町長に届け出なければならない。

(印鑑登録証明書の交付申請)

第 14 条 登録者又はその代理人は、町長に対して印鑑登録証明書の交付を申請する場合には、印鑑登録証を添えて申請しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、登録者であり、かつ、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成 14 年法律第 153 号)第 22 条第 7 項の規定による利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)を保有する者は、多機能端末機(本町の使用に係る電子計算機と電子通信回線を通じて接続された民間事業者が設置する通信端末機器であって、個人番号カードの機能を用いて証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。)により、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則(平成 15 年総務省令第 120 号)第 42 条第 2 項に規定する暗証番号(以下「暗証番号」という。)を自ら入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。
- 3 町長は、印鑑登録証明書の交付申請があつたときは、印鑑登録証及び印鑑登録原票と照合し、当該申請が適正であることを確認の上、当該申請をした者に対して印鑑登録証明書を交付するものとする。

(印鑑登録証明書の交付申請の不受理)

第 15 条 町長は、次のいずれかに該当する場合は、印鑑登録証明書の交付申請を受理しないものとする。

- (1) 印鑑登録証が著しく汚損し、又は毀損しているため、登録番号等の識別が困難であるとき。
- (2) 消除されるべき印鑑登録原票に係る印鑑登録の証明を求められたとき。
- (3) 第 9 条の規定に基づき登録印鑑の提示を求めたにもかかわらず、登録印鑑の提示がなされないとき。
- (4) 第 14 条第 2 項の場合において、暗証番号が正しく入力されなかったとき。
- (5) 第 14 条第 2 項の場合において、個人番号カードに記録された利用者証明用電子証明書の効力が失われているとき。
- (6) 前条の規定による方法以外の方法による証明を求められたとき。
- (7) 災害等により印鑑登録証明書の作成が困難であるとき。
- (8) その他町長が不相当と認めるとき。

(印鑑登録証明書の交付)

第 16 条 町長は、第 14 条第 1 項の申請を受理したときは、印鑑登録証明書を交付するものとする。

- 2 町長は、第 14 条第 2 項の申請があつたときは、当該申請が行われた多機能端末機により印鑑登録証明書を交付するものとする。
- 3 第 11 条の規定は、前項の規定による印鑑登録証明書の交付については、適用しない。

4 印鑑登録証明書は、印鑑登録原票に登録されている印影の写し(印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取って磁気ディスクに記録し、プリンターから打出したものを含む。)について町長が証明するものとし、併せて第7条第1項に規定する事項(登録番号及び登録年月日を除く。)を記載するものとする。

5 町長は、印鑑登録証明書を交付する場合には、その末尾に印鑑登録原票に登録されている印影の写しであることに相違ない旨を記載するものとする。

(印鑑の登録廃止)

第17条 登録者又はその代理人は、次の各号の1に該当する場合は、印鑑登録証を添えて印鑑登録の廃止を町長に申請しなければならない。

(1) 印鑑の登録の廃止をしようとするとき。

(2) 登録された印鑑を亡失したとき。

(印鑑登録の消除)

第18条 町長は、登録者が次のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録を消除するものとする。

(1) 第13条に規定する印鑑登録証の亡失の届出があったとき。

(2) 前条に規定する印鑑登録の廃止申請があったとき。

(3) 登録者が転出したとき。

(4) 登録者が死亡したとき。

(5) 失踪宣告を受けたとき又は後見開始の審判を受けたとき。

(6) 氏名、氏又は名(外国人住民にあつては、通称又は氏名の片仮名表記を含む。)を変更したとき。ただし、登録してある印影を変更する必要のない場合を除く。

(7) 外国人住民にあつては法第30条の45の表の上欄に掲げる者ではなくなったとき(日本の国籍を取得した場合を除く。)

(8) その他町長が登録を消除すべき事由が生じたと認めるとき。

2 町長は、前項第5号、第6号及び第8号の規定により印鑑の登録を消除したときは、当該登録者にその旨を通知しなければならない。

(印鑑登録証の返還)

第19条 登録者は、次のいずれかに該当する場合は、当該印鑑登録証を町長に返還しなければならない。

(1) 第13条の規定により亡失の届出をした印鑑登録証を発見したとき。

(2) 前条第1項第2号から第7号までの規定により印鑑登録原票が消除されたとき。

(代理人による申請等)

第20条 第3条の申請、第4条第3項の手續、第8条第1項の届出、第10条の交付、第12条第1項の申請、第13条の届出又は第17条の申請を代理人により行わせる場合には、委任の旨を証する書面を添えなければならない。

2 代理人の本人確認については、第4条第4項第1号に規定する書面その他町長が必要と

認める書面の提示により行うものとする。

- 3 町長は、第 13 条の届出又は第 17 条の申請が代理人により行われた場合には、当該届出が事実に基づくものであること又は当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認するものとする。

(閲覧の禁止)

第 21 条 町長は、印鑑登録原票その他印鑑の登録又は証明に関する書類を閲覧に供してはならない。

(質問調査)

第 22 条 町長は、印鑑の登録及び証明の適正な実施を図るため、必要があると認めるときは、職員に關係人に対して質問調査をさせ、又は關係書類の提示を求めさせることができる。

(富士見町行政手続条例の適用除外)

第 23 条 この条例の規定により町長がする処分については、富士見町行政手続条例(平成 8 年富士見町条例第 1 号)第 2 章及び第 3 章の規定は適用しない。

(規則への委任)

第 24 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。

議案第11号

富士見町税条例の一部を改正する条例

富士見町税条例（昭和30年富士見町条例第42号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成30年6月7日 提 出

富士見町長 名 取 重 治

富士見町税条例の一部を改正する条例

第1条 富士見町税条例（昭和30年富士見町条例第42号）の一部を次のように改正する。

附則第10条の2第19項を同条第20項とし、同条第18項の次に次の1項を加える。

19 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、0とする。

第2条 富士見町税条例の一部を次のように改正する。

附則第10条の2第19項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第46項」に改める。

附 則

この条例は、生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

議案第12号

富士見町国民健康保険条例の一部を改正する条例

富士見町国民健康保険条例（昭和34年富士見町条例第4号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成30年6月7日 提出

富士見町長 名 取 重 治

富士見町国民健康保険条例の一部を改正する条例

富士見町国民健康保険条例（昭和34年富士見町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第15条第1号中「100分の5.50」を「100分の5.70」に改め、同条第2号中「100分の31.00」を「100分の25.70」に改める。

第15条の6の6第1項第1号中「100分の2.20」を「100分の2.13」に改め、同項第2号中「100分の12.60」を「100分の9.60」に改め、同項第3号中「8,500円」を「7,900円」に改め、同項第4号中「7,000円」を「6,800円」に改める。

第15条の11第1号中「100分の2.20」を「100分の1.80」に改め、同条第2号中「100分の15.20」を「100分の9.00」に改め、同条第3号中「10,300円」を「7,900円」に改め、同条第4号中「6,500円」を「5,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第2条 改正後の富士見町国民健康保険条例の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第 13 号

富士見町地域経済牽引事業の促進等のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

富士見町地域経済牽引事業の促進等のための固定資産税の課税の特例に関する条例（平成 28 年富士見町条例第 15 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成 30 年 6 月 7 日 提 出

富士見町長 名 取 重 治

富士見町地域経済牽引事業の促進等のための固定資産税の課税の特例に関する条例
の一部を改正する条例

富士見町地域経済牽引事業の促進等のための固定資産税の課税の特例に関する条例（平成 28 年条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「第 5 条第 16 項」を「第 5 条第 15 項」に改める。

第 4 条中「基準に係る確認を受けたもの」の次に「及び、同法第 25 条の規定に該当するもの」を加え、「構造物」を「構築物」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

議案第14号

富士見町公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

富士見町公園の設置及び管理に関する条例(平成11年富士見町条例第5号)の一部を次のとおり改正するものとする。

平成30年6月7日 提 出

富士見町長 名 取 重 治

富士見町公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

富士見町公園の設置及び管理に関する条例(平成 11 年富士見町条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の 6 の次に次の 1 条を加える。

(都市公園の運動施設の制限)

第 2 条の 7 政令第 8 条第 1 項の条例で定める割合は、100 分の 50 とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第15号

富士見町立コミュニティ・プラザ設置条例の一部を改正する条例

富士見町立コミュニティ・プラザ設置条例(平成6年富士見町条例第11号)の一部を次のとおり改正するものとする。

平成30年6月7日 提 出

富士見町長 名 取 重 治

富士見町立コミュニティ・プラザ設置条例の一部を改正する条例

富士見町立コミュニティ・プラザ設置条例(平成6年富士見町条例第11号)の一部を次のように改正する。

第1条中「複合施設」の次に「及び多目的交流広場」を加える。

第2条の表中「富士見3,597番地1」を「富士見3597番地1」に改める。

第7条中「入館」の次に「・入場」を、「退館」の次に「・退場」を加え、同条に次の2項を加える。

- 2 多目的交流広場において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。また許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。
 - (1) 行商、募金、その他これらに類する行為をすること。
 - (2) 業として写真、又は映画を撮影すること。
 - (3) 興行を行うこと。
 - (4) 集会、その他これらに類する行為をすること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、広場の全部又は一部を独占して利用すること。
 - 3 多目的交流広場においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、教育委員会が許可したもの、又はやむを得ないと認めたものについてはこの限りでない。
 - (1) 広場施設を損傷し、又は汚損すること。
 - (2) 植物を採取し、又は損傷すること。
 - (3) はり紙、又は広告を表示すること。
 - (4) 指定された場所以外へ車両等を乗り入れ、又は停めておくこと。
 - (5) 焚火、又は火気のもてあそびその他危険な行為をすること。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、広場の管理に支障のある行為をすること。
- 第11条第1号及び第2号並びに第12条第1項中「設備」の次に「等」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第16号

富士見町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

富士見町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和43年富士見町条例第18号)の一部を次のとおり改正するものとする。

平成30年6月7日 提 出

富士見町長 名 取 重 治

富士見町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

富士見町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和43年富士見町条例第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項第1号イ中「12,550人」を「11,930人」に改め、同号ウ中「862.7ヘクタール」を「862.8ヘクタール」に改め、同号エ中「10,434立方メートル」を「8,792立方メートル」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 17 号

富士見町と岡谷市との間の証明書等の交付等に係る事務の相互委託に関する規約を
廃止する規約の協議について

富士見町と岡谷市との間の証明書等の交付等に係る事務の相互委託に関する規約（平成
13 年告示第 67 号）を別紙規約のとおり廃止することについて、地方自治法（昭和 22 年法
律第 67 号）第 252 条の 14 第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定に
より、議会の議決を求める。

平成 30 年 6 月 7 日 提 出

富士見町長 名 取 重 治

富士見町と岡谷市との間の証明書等の交付等に係る事務の相互委託に関する規約を
廃止する規約

富士見町と岡谷市との間の証明書等の交付等に係る事務の相互委託に関する規約(平成
13年告示第67号)は、廃止する。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 18 号

富士見町と諏訪市との間の証明書等の交付等に係る事務の相互委託に関する規約を
廃止する規約の協議について

富士見町と諏訪市との間の証明書等の交付等に係る事務の相互委託に関する規約（平成
13 年告示第 68 号）を別紙規約のとおり廃止することについて、地方自治法（昭和 22 年法
律第 67 号）第 252 条の 14 第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定に
より、議会の議決を求める。

平成 30 年 6 月 7 日 提 出

富士見町長 名 取 重 治

富士見町と諏訪市との間の証明書等の交付等に係る事務の相互委託に関する規約を
廃止する規約

富士見町と諏訪市との間の証明書等の交付等に係る事務の相互委託に関する規約(平成
13年告示第68号)は、廃止する。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

議案第19号

富士見町と茅野市との間の証明書等の交付等に係る事務の相互委託に関する規約を
廃止する規約の協議について

富士見町と茅野市との間の証明書等の交付等に係る事務の相互委託に関する規約（平成
13年告示第69号）を別紙規約のとおり廃止することについて、地方自治法（昭和22年法
律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定に
より、議会の議決を求める。

平成30年6月7日 提 出

富士見町長 名 取 重 治

富士見町と茅野市との間の証明書等の交付等に係る事務の相互委託に関する規約を
廃止する規約

富士見町と茅野市との間の証明書等の交付等に係る事務の相互委託に関する規約(平成
13年告示第69号)は、廃止する。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 20 号

富士見町と下諏訪町との間の証明書等の交付等に係る事務の相互委託に関する規約
を廃止する規約の協議について

富士見町と下諏訪町との間の証明書等の交付等に係る事務の相互委託に関する規約（平成 13 年告示第 70 号）を別紙規約のとおり廃止することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 30 年 6 月 7 日 提 出

富士見町長 名 取 重 治

富士見町と下諏訪町との間の証明書等の交付等に係る事務の相互委託に関する規約
を廃止する規約

富士見町と下諏訪町との間の証明書等の交付等に係る事務の相互委託に関する規約(平成13年告示第70号)は、廃止する。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 21 号

富士見町と原村との間の証明書等の交付等に係る事務の相互委託に関する規約を廃止する規約の協議について

富士見町と原村との間の証明書等の交付等に係る事務の相互委託に関する規約（平成 13 年告示第 71 号）を別紙規約のとおり廃止することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 30 年 6 月 7 日 提 出

富士見町長 名 取 重 治

富士見町と原村との間の証明書等の交付等に係る事務の相互委託に関する規約を廃止する規約

富士見町と原村との間の証明書等の交付等に係る事務の相互委託に関する規約(平成13年告示第71号)は、廃止する。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 22 号

富士見町の特定の事務を取扱わせる郵便局の指定等の取消しに関する協議について

富士見町の特定の事務を取扱わせる郵便局の指定等（平成 20 年富士見町告示第 27 号）を別紙のとおり取り消すことについて、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成 13 年法律第 120 号）第 3 条第 5 項において準用する同条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 30 年 6 月 7 日 提 出

富士見町長 名 取 重 治

富士見町の特定の事務を取扱わせる郵便局の指定等の取消しについて

富士見町の特定の事務を取扱わせる郵便局の指定等(平成20年富士見町告示第27号)を平成31年4月1日をもって取り消すこととする。

議案第23号

損害賠償の和解と賠償額の決定について

別紙のとおり損害を賠償することについて和解し、賠償額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び同項第13号の規定により議会の議決を求める。

平成30年6月7日 提出

富士見町長 名 取 重 治

別 紙

損害賠償の和解と賠償額の決定について

次のとおり、損害を賠償することに和解し、賠償額を決定するものとする。

1. 相手方

所 有 者

運 転 者

自動車登録番号



2. 事故の概要

平成30年4月10日午前9時35分頃、山梨県北杜市白州町白須1079番先において、職員が運転する公用車が駐車場から国道20号へ出た際、信号待ちしていた相手方も信号が青となったため動き出し衝突した。

3. 和解の方法

示談の成立

4. 損害賠償額

金 243,981円

(ただし、富士見町が相手方より受ける公用車損害額24,693円と相殺し、相手方に支払う精算金は219,288円とする。)

5. 支払い方法

当方保険会社 一般財団法人 全国自治協会 長野県町村自動車共済サービスから相手方に直接支払い。

議案第24号

平成30年度 富士見町一般会計補正予算 (第2号)

平成30年度 富士見町一般会計補正予算 (第2号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 86,750 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 7,486,395 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年 6月 7日 提出 富士見町長 名取重治

平成30年 月 日 議決 富士見町議会議長 五味平一

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
12 分担金及び負担金	1 分担金
14 国庫支出金	1 国庫負担金 2 国庫補助金
15 県支出金	1 県負担金 2 県補助金
19 繰越金	1 繰越金
20 諸収入	5 雑入
歳入合計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
152,827	400	153,227
53,719	400	54,119
375,569	3,887	379,456
295,466	600	296,066
76,279	3,287	79,566
460,931	27,308	488,239
172,995	1,725	174,720
245,645	25,583	271,228
160,645	49,255	209,900
160,645	49,255	209,900
363,260	5,900	369,160
68,277	5,900	74,177
7,399,645	86,750	7,486,395

歳 出

款	項
2 総務費	1 総務管理費 2 徴税費 3 戸籍住民基本台帳費
3 民生費	1 社会福祉費
6 農林水産業費	1 農業費
7 商工費	1 商工費
8 土木費	1 土木管理費 2 道路橋梁費
歳 出 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
979,439	9,916	989,355
743,067	8,820	751,887
131,443	1,030	132,473
74,148	66	74,214
1,922,717	3,319	1,926,036
1,211,322	3,319	1,214,641
601,000	28,003	629,003
571,569	28,003	599,572
454,730	12,962	467,692
454,730	12,962	467,692
1,148,614	32,550	1,181,164
27,696	50	27,746
203,429	32,500	235,929
7,399,645	86,750	7,486,395

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
12 分担金及び負担金	152,827	400	153,227
14 国庫支出金	375,569	3,887	379,456
15 県支出金	460,931	27,308	488,239
19 繰越金	160,645	49,255	209,900
20 諸収入	363,260	5,900	369,160
歳入合計	7,399,645	86,750	7,486,395

(歳出)

款	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費	979,439	9,916	989,355
3 民生費	1,922,717	3,319	1,926,036
6 農林水産業費	601,000	28,003	629,003
7 商工費	454,730	12,962	467,692
8 土木費	1,148,614	32,550	1,181,164
歳 出 合 計	7,399,645	86,750	7,486,395

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
		5,900	4,016
2,434			885
25,583		400	2,020
			12,962
3,178			29,372
31,195		6,300	49,255

2 歳 入

(款) 12 分担金及び負担金

(項) 1 分担金

(目) 1 農林水産業費分担金

款 項 目	補正前の額	補正額	計
12 分担金及び負担金	152,827	400	153,227
1 分担金	53,719	400	54,119
1 農林水産業費分担金	49,954	400	50,354
14 国庫支出金	375,569	3,887	379,456
1 国庫負担金	295,466	600	296,066
1 民生費国庫負担金	295,466	600	296,066
2 国庫補助金	76,279	3,287	79,566
1 民生費国庫補助金	32,035	109	32,144
3 土木費国庫補助金	29,904	3,178	33,082
15 県支出金	460,931	27,308	488,239
1 県負担金	172,995	1,725	174,720
1 民生費県負担金	169,645	1,725	171,370
2 県補助金	245,645	25,583	271,228
3 農林水産業費県補助金	193,710	25,583	219,293
19 繰越金	160,645	49,255	209,900
1 繰越金	160,645	49,255	209,900
1 繰越金	160,645	49,255	209,900
20 諸収入	363,260	5,900	369,160
5 雑入	68,277	5,900	74,177
1 雑入	68,277	5,900	74,177
歳 入 合 計	7,399,645	86,750	7,486,395

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
1	農業費分担金	400	町単土地改良事業分担金 400
3	保険基盤安定負担金	600	保険基盤安定負担金 600
1	社会福祉費補助金	109	障害者総合支援事業費補助金 109
3	道路橋梁費国庫補助金	3,178	社会資本整備総合交付金 3,178
5	保険基盤安定負担金	1,725	保険基盤安定負担金 1,725
1	農業費補助金	25,583	産地パワーアップ事業補助金 22,630 経営体育成支援事業補助金 2,953
1	繰越金	49,255	前年度繰越金 49,255
10	雑入	5,900	コミュニティ事業助成金 5,900

(款) 分担金及び負担金 (項) 分担金～ (款) 諸収入 (項) 雑入

(単位：千円)

節		説明	金額
区分	金額		
8 報償費	1,188	03一般経費	5,900
		19負担金補助及び交付金	5,900
9 旅費	487	②補助金	5,900
		・一般コミュニティ助成事業補助金	5,900
11 需用費	159	25移住・定住促進事業	2,012
14 使用料及び賃借料	178	08報償費	1,188
		①報償金	1,188
		・有識者等謝礼	1,188
19 負担金補助及び交付金	5,900	09旅費	487
		③費用弁償	487
		・費用弁償	487
		11需用費	159
		⑦食糧費	159
		・有識者等賄い	159
		14使用料及び賃借料	178
		①使用料等	178
		・会場等使用料	178
18 備品購入費	908	10行政情報ネットワーク事業	908
		18備品購入費	908
		②一般備品	908
		・職員用端末（増設分）	908
18 備品購入費	249	03一般経費	249
		18備品購入費	249
		②一般備品	249
		・一般備品	249
13 委託料	781	05情報システム事務費	781
		13委託料	781
		①委託料	781
		・固定資産税	781
13 委託料	66	05情報センタ事務費	66
		13委託料	66
		①委託料	66
		・法務省連携通信機器保守料	66

(款) 総務費 (項) 総務管理費～ (款) 総務費 (項) 戸籍住民基本台帳費

(単位：千円)

節		説明	金額
区分	金額		
13 委託料	219	55自立支援給付事業	219
		13委託料	219
		①委託料	219
		・情報センタ	219
28 繰出金	3,100	70国民健康保険特別会計繰出金	3,100
		28繰出金	3,100
		①繰出金	3,100
		・国民健康保険特別会計繰出金	3,100
19 負担金補助及び交付金	25,583	35農業経営基盤強化促進対策事業	25,583
		19負担金補助及び交付金	25,583
		②補助金	25,583
		・産地パワーアップ事業	22,630
		・経営体育成支援事業	2,953
15 工事請負費	2,000	05町単土地改良事業	2,000
		15工事請負費	2,000
		①工事請負費	2,000
		・農道水路改修	2,000
19 負担金補助及び交付金	420	05土地改良施設維持管理適正化事業	420
		19負担金補助及び交付金	420
		①負担金	420
		・維持管理適正化事業	420
13 委託料	1,840	03一般経費	1,840
		13委託料	1,840
		①委託料	1,840
		・委託料	1,840
19 負担金補助及び交付金	10,268	10商工振興事業補助金	10,268
		19負担金補助及び交付金	10,268
		②補助金	10,268

(款) 民生費 (項) 社会福祉費～ (款) 商工費 (項) 商工費

(款) 7 商工費
 (項) 1 商工費
 (目) 2 商工振興費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
7 1 2							
3 観光費	149,475	119	149,594				119 0
							119
5 産業誘致費	2,005	735	2,740				735 735
8 土木費	1,148,614	32,550	1,181,164	3,178			29,372
1 土木管理費	27,696	50	27,746				50
1 土木総務費	10,169	50	10,219				50 50
2 道路橋梁費	203,429	32,500	235,929	3,178			29,322
2 道路維持費	97,072	27,000	124,072	2,353			24,647 20,000
				2,353			4,647
				(国)社会資本整備総合交 付金		2,353	

(単位：千円)

節		説明	金額
区分	金額		
		・商業振興事業 ・工業振興事業	900 9,368
13 委託料	△973	25八ヶ岳観光圏整備事業	0
15 工事請負費	△8,000	13委託料 ①委託料 ・委託料	△1,092 △1,092 △1,092
16 原材料費	△3,000	15工事請負費 ①工事請負費 ・観光施設工事	△8,000 △8,000 △8,000
19 負担金補助及び交付金	12,092	16原材料費 ①原材料費 ・苗木等	△3,000 △3,000 △3,000
		19負担金補助及び交付金 ①負担金 ・(一社)八ヶ岳ツーリズムマネジメント	12,092 12,092 12,092
		40観光施設維持整備費	119
		13委託料 ①委託料 ・水質検査等	119 119 119
13 委託料	735	05産業誘致・団地管理事業	735
		13委託料 ①委託料 ・支障木伐採	735 735 735
14 使用料及び賃借料	50	03一般経費	50
		14使用料及び賃借料 ①使用料等 ・コンピューター	50 50 50
15 工事請負費	27,000	05道路維持修繕事業	20,000
		15工事請負費 ①工事請負費 ・道路・側溝等補修	20,000 20,000 20,000
		15道路長寿命化修繕事業	7,000
		15工事請負費 ①工事請負費 ・道路・側溝等補修	7,000 7,000 7,000

(款) 商工費 (項) 商工費～(款) 土木費 (項) 道路橋梁費

(款) 8 土木費
 (項) 2 道路橋梁費
 (目) 4 橋梁維持費

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
8	2	4 橋梁維持費	40,100	5,500	45,600	825			4,675
						825			4,675
						(国)社会資本整備総合交付金			825
歳 出 合 計			7,399,645	86,750	7,486,395	31,195		6,300	49,255

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
13 委託料	5,500	05橋梁維持費 5,500 13委託料 5,500 ①委託料 5,500 ・橋梁補修業務 5,500

(款) 土木費 (項) 道路橋梁費

議案第25号

平成30年度 富士見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

平成30年度 富士見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,869 千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1,478,908 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年 6月 7日 提出 富士見町長 名取重治

平成30年 月 日 議決 富士見町議会議長 五味平一

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
1 国民健康保険料	1 国民健康保険料
4 県支出金	1 県負担金・補助金
6 繰入金	1 他会計繰入金
7 繰越金	1 繰越金
歳入合計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
346,700	△25,609	321,091
346,700	△25,609	321,091
1,008,771	216	1,008,987
1,008,771	216	1,008,987
123,920	3,100	127,020
123,920	3,100	127,020
1,000	19,424	20,424
1,000	19,424	20,424
1,481,777	△2,869	1,478,908

歳 出

款	項
1 総務費	2 徴収費
3 国民健康保険事業費納付金	1 医療給付費分 2 後期高齢者支援金等分 3 介護納付金分
歳 出 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
43,822	216	44,038
4,345	216	4,561
405,166	△3,085	402,081
268,931	△1,525	267,406
100,142	△881	99,261
36,093	△679	35,414
1,481,777	△2,869	1,478,908

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険料	346,700	△25,609	321,091
4 県支出金	1,008,771	216	1,008,987
6 繰入金	123,920	3,100	127,020
7 繰越金	1,000	19,424	20,424
歳入合計	1,481,777	△2,869	1,478,908

(歳出)

款	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費	43,822	216	44,038
3 国民健康保険事業費納付金	405,166	△3,085	402,081
歳 出 合 計	1,481,777	△2,869	1,478,908

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
216			0
		3,100	△6,185
216		3,100	△6,185

2 歳 入

(款) 1 国民健康保険料

(項) 1 国民健康保険料

(目) 1 一般被保険者国民健康保険料

款 項 目	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険料	346,700	△25,609	321,091
1 国民健康保険料	346,700	△25,609	321,091
1 一般被保険者国民健康保険料	342,900	△25,024	317,876
2 退職被保険者等国民健康保険料	3,800	△585	3,215
4 県支出金	1,008,771	216	1,008,987
1 県負担金・補助金	1,008,771	216	1,008,987
1 保険給付費等交付金	1,008,771	216	1,008,987
6 繰入金	123,920	3,100	127,020
1 他会計繰入金	123,920	3,100	127,020
1 一般会計繰入金	123,920	3,100	127,020
7 繰越金	1,000	19,424	20,424
1 繰越金	1,000	19,424	20,424
1 繰越金	1,000	19,424	20,424
歳 入 合 計	1,481,777	△2,869	1,478,908

(単位：千円)

節		金額	説明
区分			
1 現年分	△25,024	医療給付費分現年分 介護納付金分現年分 後期高齢者支援金分現年分	△22,224 △2,261 △539
1 現年分	△585	医療給付費分現年分 介護納付金分現年分 後期高齢者支援金分現年分	△402 △95 △88
2 保険給付費等特別交付金	216	特別調整交付金分	216
1 保険基盤安定繰入金	3,100	保険基盤安定繰入金	3,100
1 繰越金	19,424	前年度繰越金	19,424

(款) 国民健康保険料 (項) 国民健康保険料～ (款) 繰越金 (項) 繰越金

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 2 徴収費

(目) 1 賦課徴収費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総務費	43,822	216	44,038	216			0
2 徴収費	4,345	216	4,561	216			0
1 賦課徴収費	4,345	216	4,561	216			0
				216			0
				(県)特別調整交付金分			216
3 国民健康保険事業費納付金	405,166	△3,085	402,081			3,100	△6,185
1 医療給付費分	268,931	△1,525	267,406			3,100	△4,625
1 一般被保険者医療給付費分	266,431	△436	265,995			3,100	△3,536
						3,100	△3,536
				(繰)保険基盤安定繰入金			3,100
2 退職被保険者等医療給付費分	2,500	△1,089	1,411				△1,089
							△1,089
2 後期高齢者支援金等分	100,142	△881	99,261				△881
1 一般被保険者後期高齢者支援金等分	99,142	△378	98,764				△378
							△378
2 退職被保険者等後期高齢者支援金等分	1,000	△503	497				△503
							△503
3 介護納付金分	36,093	△679	35,414				△679
1 介護納付金分	36,093	△679	35,414				△679
							△679
歳 出 合 計	1,481,777	△2,869	1,478,908	216		3,100	△6,185

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
13 委託料	216	03一般経費 216 13委託料 216 ①委託料 216 ・国保保険者システム改修 216
19 負担金補助及び交付金	△436	10一般被保険者医療給付費分 △436 19負担金補助及び交付金 △436 ①負担金 △436 ・県納付金 △436
19 負担金補助及び交付金	△1,089	10退職被保険者等医療給付費分 △1,089 19負担金補助及び交付金 △1,089 ①負担金 △1,089 ・県納付金 △1,089
19 負担金補助及び交付金	△378	10一般被保険者後期高齢者支援金等分 △378 19負担金補助及び交付金 △378 ①負担金 △378 ・県納付金 △378
19 負担金補助及び交付金	△503	10退職被保険者等後期高齢者支援金等分 △503 19負担金補助及び交付金 △503 ①負担金 △503 ・県納付金 △503
19 負担金補助及び交付金	△679	10介護納付金分 △679 19負担金補助及び交付金 △679 ①負担金 △679 ・県納付金 △679

(款) 総務費 (項) 徴収費～ (款) 国民健康保険事業費納付金 (項) 介護納付金分